

Title	キリタン時代における府内司教区の経済基盤について
Sub Title	On the economic basis of the diocese of Funai of the early Catholic Church in Japan
Author	高瀬, 弘一郎(Takase, Koichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1982
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.51, No.4 (1982. 3) ,p.1(425)- 55(479)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19820300-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19820300-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## キリシタン時代における

### 府内司教区<sup>(1)</sup>の経済基盤について

高瀬 弘 一 郎

キリシタン教会における司教区について、その概略を記してみると、極東への司教の派遣は、エチオピア布教にたずさわっていたイエズス会士を起用しようとしたのが始まりであった。一五六六年教皇はエチオピア総大司教イエズス会士アンドレアス・デ・オヴィエードと同総大司教の補佐兼継承者イエズス会士メルシオール・カルネイロに対し、日本とシナに行くよう命じた。二人の内オヴィエードは、エチオピアを離れることなく、一五七七年同地で死亡した。一方カルネイロは、一五五五年リスボンからゴアに着き、一五六〇年同地で司教に叙階された。日本とシナに行くことを命じた教皇の指令を彼はマラッカで受け取り、それに従って一五六八年マカオに着いた。しかし彼は結局日本・シナの司教になることはなかった。一五七六年一月二十三日マカオ司教区が設けられ、日本もそこに包括された。初代司教はディオゴ・ヌネス・デ・フィゲイラであったが、彼はマカオに着任しなかった。二代はレオナルド・デ・サで、マカオ司教任命は一五七七と七八と史料により区々である。マカオ着任の時期も不明であるが、一五八〇と八二年であったことは間違いない。一五八五年ゴアに行ったがすぐに司教区に戻って、一五九七年マカオで死亡した。彼の任期中の一五八八年二月十九日日本の府内司教区が独立した。これは勿論日本のキリシタン教界全体を包括するものである。初代司教はイエズス会士セバステ

イアン・デ・モラエスであったが、日本に渡来する途中一五八八年八月病死した。二代は同じイエズス会のペドロ・マルティンスで、一五九二年二月に任ぜられ、同年インドでその命を受け、直ちに同地で司教に叙階されて、一五九六年八月に来日着任した。しかし彼はわずか半年後の一五九七年三月日本を退去し、九八年二月死亡した。マルティンスの日本司教任命とともに、一五九三年一月イエズス会士ルイス・セルケイラが同司教の補佐兼継承者に任ぜられた。彼は一五九三年エヴォラで司教に叙階され、極東に向った。司教マルティンスの死亡にともない、セルケイラは第三代日本司教となり、一五九八年八月来日着任した。彼は一六一四年二月長崎で死亡した。その後、日本には司教座の空位期間司教区を管理する参事会がなかったので、七人の教区司祭が総代理を選出することになり、イエズス会日本管区長ヴァレンティン・カルヴァーリョを選んだ。次の日本司教には、同じくイエズス会士のディオゴ・コレア・ヴァレンテが一六一八年一月に選任された。同年三月リスボンで司教に叙階され、一六一九年マカオに着いた。一六二四、五年にインドに行き、一六三一、二年にマカオに戻った。彼は自分の司教区に着任しないまま、一六三三年十月マカオで死亡した。<sup>(2)</sup>

キリシタン教会における司教区は概略右のような推移をたどったが、以下ここでは日本における司教・司教区の活動やキリシタン史上におけるその問題点等については深入りせず、ただ同司教区の経済基盤の解明のみを目指した。

## 二

司教区は修道会組織とは別個のものであるが、日本の場合まずポルトガル布教保護権の下にイエズス会による布教が展開され、その成果の上に、これを基盤にして司教区が設けられたのであるから、双方の組織は截然と区別出来ない面がある。日本における司教区の経済基盤を考える場合も、この点をまず念頭に置かねばならない。府内司教区の財政とイエズス会日本管区の財政とは、はっきり区別出来ない面があるわけである。

ヴァリニャーノは一五八九年七月二十六日付マカオ発イエズス会総会長宛て書翰の中で、「フランシスコ王〔大友宗麟〕

は死亡しており、現在豊後には、司教が駐錫するための準備は何ら出来ていない。そして府内市は豊後国では最も主要な都市ではあるが、その住民は非常に頑迷な異教徒であって、最大の情熱と配慮を以って尽力してくれたフランシスコ王を擁していたにも拘らず、しかも同国にわれわれはコレジオを持っていたにも拘らず、彼の生存中同市における改宗は、決して大きな成果を上げることが出来なかつた程である。」<sup>(3)</sup>と豊後府内に司教座を設けたことを批判した上で、次のようにそれを有馬に置くことの利を述べている。

「疑いなく有馬に司教座を設けた方がよい。というのは、年報によって猊下にお判りになるように、この王は今回の迫害において非常に立派な証しを立てただけでなく、周辺に既にキリスト教化した多くの要塞と町があり、しかも有馬の領土のすぐ近くに長崎・大村・天草・大矢野——これらはすべてキリスト教の土地であるが——が位置し、そのすべてに一  
二万以上の信徒がいる。下<sup>シモ</sup>と呼ばれるこれらの地域において非常に大きな成果が期待出来る。そして司教の地位がより強固になり、権威をまし、さらに別の所に司教座を移すのがよい、という時機も到来するであろうと期待出来る。」<sup>(4)</sup>このように、彼は有馬晴信の領内有馬に司教座を置いた方がよいことを強く主張している。その方が司教の地位がより強固になる、と主張しているが、そこには、司教区の経済基盤のことが念頭にあつたと考えてよいであろう。

曾て一五八〇年、大村領長崎をイエズス会領とすることの是非が在日イエズス会士の間で協議された際、それを是認する理由の一つとして、「時が来れば、どうしても日本に司教を迎えねばならないことにならうが、この港は、イエズス会がそれを欲しない時でも、大いに司教に対して補給をするかも知れない。」<sup>(5)</sup>という点が挙げられており、いずれ日本に司教区が設置されたら、長崎を司教座とし、そこでの収入を司教区の財源にしようという考えが、この当時在日イエズス会士の間にあつたことが判る。これが、少くともヴァリニャーノは、一五八九年当時は既にこのような考えを改め、むしろ有馬に司教座を置くべきことを主張しているわけである。矢張り、長崎が中央政府の直轄領となつたことが、考えを改めた主な理由だとみてよいであろう。

いずれ来日し司教座につく司教の財源について、ヴァリニャーノは同書翰(一五八九年七月二十六日付マカオ発総会長宛て)の中で次のように記述している。

「第七の、そして最後のことは、司教の貧困について〔インド〕管区長が私に書き送ってきたことである。即ち、それは全部で、かね、いろいろな色の繻子、及び僅かな金の織物の形になっている大凡一〇〇〇ドゥカドの額に尽きる。この織物は上祭服や祭壇前側垂帳カスラ フロンタルを作ったり、何冊かの本に用いたりする。これは、渡来する司教又は陛下が命ずる者に渡すために彼が保管してきた。このことについては、既に猥下に書き送った通りである。このようにするのは理由のあることではあったが、このすべてをゴアにおいて管区長の手許に保管するよりも、日本又は当シナにて保管する方がよいであろう。彼は最近作った新しい教会の建造に、そのかねを凡て使ってしまった、ということを知った。<sup>6)</sup>」

即ち、日本司教の財源として、合計一〇〇〇ドゥカド相当のかねと品物がゴアにあり、これが、司教の来日にもなつて、当面の必要経費に充てられることになっていたことが判る。ここで注目すべき点は、この日本司教のための金品をイエズス会インド管区長が管理していたことで、経済面で日本の司教区とイエズス会との間の結びつきが緊密であったことを示している。尚この一〇〇〇ドゥカド相当の額の出資源は不明であるが、イエズス会が何らかの寄与をした公算が大きいと思う。

「インディアと日本の巡察師から総会長への要請事項の覚書」(一五九二年)と題する文書がある。ヒル・デ・ラ・マタが一五九二年に管区代表として渡欧するに当って、これに托した要請事項であろうが、その第三項に次のように記されている。

「第三は、日本の司教とイエズス会との間に、生活の一致を守ることが出来るようにすることである。それには、司教がイエズス会の負担で養われなくてもよいように、充分レンタの給与を受け、支払いが行われるようにせねばならない。更に、司教が速かに自分の教区司祭を持つことが出来るようにすること。これについては、別の書翰で猥下に書き送る。<sup>7)</sup>」

日本司教がイエズス会に養われることなく、自活出来るだけのレンタを有するよう尽力することを総会長に要請している。いずれ日本に着座する司教に対して、その司教区の経済基盤を確立する必要を訴えているものである。このことは、この当時日本司教には固有のレンタはなく、イエズス会の給与を受けて養われねばならない状態であったことを示している。

### 三

ここで、ポルトガル国王——スペイン国王が兼ねる——が日本司教に給与した俸禄について明らかにしておきたい。ポルトガル国王は日本教会の保護者として、日本司教についても、その財源を負担する義務を負っていたことは言う迄もない。この件についての同国王の恐らく最も早い意志表示の一つであろうが、一五八八年三月二十二日付リスボン発国王のインド副王宛て書翰に、次のように記述されている。

「同じナウ船団で日本司教ドン・セバステイアン・デ・モラエスが行く。彼がかの地域に駐錫することによって、神への多大な奉仕となり、かのキリスト教界が伸展するものと期待している。同教界の高位聖職者はイエズス会士でなければならぬ、というのが朕の考えだったからである。彼が御地に着いたら、直ちに日本に行く船便について措置を講ずるよう、貴下に要望する。(中略) 彼の旅行の食糧のために必要なものを与えるように。貴下に提示されるであろう朕の勅令<sup>プロウエイザン</sup>によって、朕は、同司教が毎年同司教位に定められた贈与<sup>ドテ</sup>金二〇万レイスその他凡てのものを受け取るべきである、と声明した。これはすべて、支払いがよく行われ、そして毎年同司教が消費するために送金可能な、貴領国のレンダの一つに設定するように。」<sup>(8)</sup>

即ち、この書翰は次の点を指示している。

一、日本司教モラエスが今度のナウ船団でインドに行くから、彼が出来るだけ速かに日本に渡れるよう便宜を図ること。

二、道中の食糧を彼に与えるべく、必要な措置をとること。

三、同司教に毎年二〇万レイスの贈与金を与えるよう別に定めたので、これをインド領国内の適切なレンダの一つに設定すること。

即ち、国王は、日本司教として任地に赴こうとしていたモラエスに、贈与金として年二〇万レイス（≡五〇〇クルザド）のかねを、インド領国内のどこかのレンダから割いて与えることに決定したわけである。この二〇万レイスは、その後ゴアのサルセッテで支払うよう定められたことが、以下述べる所から明らかになる。

国王は一五九二年十月二十二日付リスボン発の勅令を二通発して、日本司教に対する給与の問題を取り上げているが、その内の一通には次のように記述されている。

「朕国王はこの勅令を見る者に知らせる。イエズス会修道士レイス・セルケイラを日本司教の補佐司教に指名したのに  
関し、朕は、彼が上述の司教位を継承する日まで、朕の資産の負担で毎年六〇〇クルザドの報奨金を有するのを嘉納し、  
よろこばしく思う。それ故、その日以降は、上述の司教が受けていた贈与金と俸禄を所有するように。そして、当市を出  
発した日から後は、上述の六〇〇クルザドを受け始めること。ナウ船に乗って赴く人々が、インディアにおいてそれを明  
らかにするであろう。このかねは、ゴア島のサルセッテの地における収入に設定され、支払われるものとする。それ故、  
朕は同島の収税吏に対し、上述の通り、その収入の中から、上述の補佐司教または彼の然るべき代理人に対し、毎年こ  
の六〇〇クルザドを四分割して上述の司教位を継承するまで与え、そして支払うよう命ずる。」

この勅令は次の点を定めている。

一、日本司教の補佐司教レイス・セルケイラに対し、リスボンを発つ日から同司教位継承時まで毎年六〇〇クルザドを支給する。

二、このかねは、ゴアのサルセッテの地のレンダに設定するものとする。

三、日本司教位継承後は、日本司教が受けていた贈与金と俸禄を有すること。

今一通の勅令には次のように記述されている。

「朕国王はこの朕の勅令<sup>アルツァラ</sup>を見る者に知らせる。朕は以下のことを嘉納し、それをよるこばしく思う。日本司教に選任されたイエズス会のペドロ・マルティンスの補佐司教<sup>ビスポ・コアシニョール</sup>に朕が指名したイエズス会の修道士ルイス・セルケイラ——同司教位をこのルイス・セルケイラが継承するように——は、同司教位着任とともに、その生涯を通して、毎年の贈与金<sup>ドテ</sup>二〇万レイス、及び朕が嘉納しそれに反する命令を与えない限り毎年さらに六〇万レイスを有するものとする。彼が自らを養うのを助けるためであり、また彼の司教職の義務を立派に果すことが出来るようになるためである。この六〇万レイスは、上述の贈与金の二〇万レイスの外に、毎年彼が受け取ることを嘉納する。全部で八〇万レイスを所有することが出来るようになるためである。これは、上述のペドロ・マルティンスが同司教位について所得し、また今後所得するのと同額である。ルイス・セルケイラがその司教位をついだら、朕の別の勅令<sup>プロウイザン</sup>によって司教位をつぐ日まで彼に毎年給付した六〇〇クルザドは、もう所有しないものとする。それ故、それ以後は、上述の通り、朕が嘉納しそして反対のことを命じない限り、この勅令のみによって二〇万レイスを所得すること。そしてその時には、六〇〇クルザドの勅令<sup>プロウイザン</sup>は破棄すること。これは、彼が補佐司教である間所持すること。上述の勅令の台帳——それによって毎年彼に支払いが行われる——には、上述の司教位についたらも早所得しない、ということを書きつけておくこと。上述の八〇万レイスは、ゴア島のサルセッテの地のレンダに設定し、そこで彼に支払わせることを朕は望んでいる。それ故、朕は収税吏<sup>レセベール</sup>に対し、上述のレンダ収入が入る時に、彼ルイス・セルケイラが上述の日本司教位を継承したことが公正な証明書によって明らかなら以降、彼または彼の確かな代理人に、上述の八〇万レイスを毎年四分割して与え、支払うよう命ずる。」<sup>(10)</sup>

右の勅令は次の点を定めている。

一、日本司教の補佐司教であり、その継承者であるルイス・セルケイラに対し、司教位継承以降毎年贈与金として二〇万



レイスとその外に六〇万レイス、合計八〇万レイスを給与する。

二、これはマルティンスが受ける金額と同じである。

三、セルケイラが日本司教位をついだら、毎年給与してきた六〇〇クルザドはもう支給しない。

四、給与する八〇万レイスは、ゴアのサルセッテの地のレンダで支払うこと。

すなわち、右の二通の勅令によって次の事実が判る。

一、司教マルティンスに対して、年間八〇万レイス（＝二〇〇〇クルザド）の給与が定められていた。このかねは、ゴアのサルセッテにおいて支給されることになっていた。（すなわち、先にモラエスに対して二〇万レイスの給与が定められていたのに対し、マルティンスにはこれが八〇万レイスに増額されたことが判る）。

二、セルケイラに対しては、リスボンを発った日から日本司教位を継承する時まで、毎年六〇〇クルザドが給与されることになった。このかねも、サルセッテにおいて支給されることになっていた。

三、セルケイラの日本司教位継承後は、マルティンスに対する給与をそのまま引き継ぐことになっていた。

右の勅令の趣旨に従って、インド副王マティアス・デ・アルブケルケは一九九四年十月二十一日付ゴア発の勅令アルザアラによって次のように命じた。

「国王陛下の勸告により、国王陛下のインディア副王であるマティアス・デ・アルブケルケ云々。朕はこの朕の勅令アルザアラを見る者に知らせる。朕の主君である国王陛下は、勅令アラザイザンによって、現在の日本司教ドン・ペドロ・マルティンスの補佐であり、将来の継承者である司教ドン・ルイス・セルケイラが、サルセッテの地の収税吏に対して同勅令中で指示された通り、六〇〇クルザドの報奨金サカを所有するよう命じた。（中略）この点を考慮して、朕は次のような措置をとるのを嘉納し、よろこばしく思う。上述の司教ドン・ルイス・セルケイラは、上述の日本司教位を継承しない間は、リスボアを出発した日から、毎年上述の六〇〇クルザドの報奨金を年に四分割してこのゴア市の金のレンダから所得するものとする。」<sup>(11)</sup>

すなわち、この副王の勅令では、一五九二年十月二十二日付国王の勅令の趣旨にそって、セルケイラに対して、司教位継承時まで給与する六〇〇クルザドの年金を、ゴア市における金の国庫収入の中から支払うことを定めている。

#### 四

一五九三年三月三十一日付ゴア発日本司教マルティンスのイエズス会総会長宛て書翰に、次のように見えている。

「私は直ちに〔日本入国が〕適うことを強く希望している。しかし、主は今のところそれをお許しにならないので、門戸が開かれるまで私は待とうと思う。この待機は、当インディアで行う方が好都合であろう。というのは、日本への旅の用意がよりよく行えるし、それに別の副王〔次の副王フランシスコ・ダ・ガマ、一五九七―一六〇〇年〕<sup>(12)</sup>は、私に対する債務も出発のための食糧も与えない現副王〔マティアス・デ・アルブケルケ、一五九一―九七年〕<sup>(13)</sup>よりは、私に対する債務を支払い、旅のための補給もよりよく行なってくれるであろうから。このため私は、自分の友人からもらったり借りたりして、補給に努めねばならなかった。しかしながら、私は入国する機会をむしろシナで待つことに決めた。それ故、

〔一五〕九三年四月のモンズーンでシナに向け出発する。<sup>(14)</sup>

右の文面によると、インド副王が司教マルティンスに債務があったという。これはすなわち、インドで国王から日本司教に給与される筈のかねが滞っていたことを意味するものであろう。現副王マティアス・デ・アルブケルケがそれを給与しなかったことを言っているものでさう。また、司教が日本に行くに当り、その旅行のための準備も副王が行うよう、国王から命ぜられていたわけであるが、これについても現副王は給与を渋っていたようである。一五九六年十二月一日付ゴア発ヴァリニャートの総会長宛て書翰に、「もう五年間副王〔マティアス・デ・アルブケルケ〕がシナ国内にいるわれわれのパードレたちのために俸禄を<sup>オルデナード</sup>支払わなかった。<sup>(15)</sup>」とも、「副王はイエズス会に対して強い反感を抱いていた。<sup>(16)</sup>」とも、「〔大司教は〕私に次のように語った。自分は国王に書き送り、その中でイエズス会のために弁明し、そして副王がい

かにイエズス会士に反感を抱いているか、国王に理解してもらおうと思う、云々と」<sup>(17)</sup>とも記述されており、当時のインド副王がイエズス会に対していかに強い反感を抱いていたかを伝えている。イエズス会士の日本司教マルティンスに対する彼の態度も、このような彼のイエズス会に対する感情と無関係ではない、と言うべきかも知れない。マルティンスとしては、副王が所定のかね等を給与してくれないので、自ら友人に援助を乞わねばならなかったようである。日本着任をひかえ、日本司教の経済基盤はまことに不安なものであったことが判る。

国王からの俸禄の支給状態が極めて悪いことについては、司教マルティンスが直接国王に訴えたようである。そのため国王は、一五九五年二月二十七日付リスボン発インド副王マティアス・デ・アルブケルケ宛て書翰で、次のように命じた。

「貴下が朕に書き送ってきたように、昨年シナに行った日本司教〔ペドロ・マルティンス〕は、自分の俸禄と贈与金<sup>ドルデナードス</sup>が支払われていない旨、朕に書き送ってきた。朕は貴下に対し、彼に対し支給が滞っているなら、その支払いを命ずるよう要望する。また彼の前任者〔セバステイアン・デ・モラエス〕の贈与金<sup>ドルデ</sup>で滞っている分についても、同じく支払いを命ずるように。というのは、高位聖職者たちに対して、朕が与えるよう命じている財源の俸禄が支払われないのはよくないからである」<sup>(18)</sup>

さらに国王は、一五九七年二月五日付リスボン発のインド副王フランシスコ・ダ・ガマ宛て書翰でも、次のような指示を与えている。

「これら歴代〔日本〕司教が、その高位聖職のためおよび改宗事業を行うために、その俸禄<sup>ドルデナードス</sup>を欠くのは適切でないで、朕は貴下に対し、彼らがその義務を遂行しつづけることがよりよく出来るように、俸禄をきちんと給与するよう要望する」<sup>(19)</sup>

国王はつづいて、一五九八年一月八日付リスボン発インド副王フランシスコ・ダ・ガマ宛て書翰においても、同じ趣旨

をくり返している。

「シナと日本の司教たちおよびその補佐司教に対する支払いの点でも、同様にきちんに行われるよう、貴下に要望する<sup>(20)</sup>」

このような国王からの書翰をうけて、インド副王アイレス・デ・サルダーニャは、一六〇一年三月二十日付勅令<sup>アルサアラ</sup>で次のように命じた。

「国王陛下はその勅令<sup>アルサアラ</sup>によって、日本司教の補佐司教<sup>ビスポ・コアシユトル</sup>に指名したイエズス会修道士ルイス・セルケイラが上述の司教位を継承した時に、その生涯にわたって年に二〇万レイスの贈与<sup>ド</sup>と、国王陛下が嘉納され反対の命令を下さない限り、さらに毎年六〇万レイスとを有するのを嘉納された。(中略)前記国王の勅令を、その内容通りに遂行すること。そして上述の勅令に従って、現在のサルセッテの収税吏<sup>レセベドル</sup>および今後それを継ぐ収税吏たちは、日本司教ドン・ルイス・セルケイラに対し、八〇万レイスを年に四分割して支払うように<sup>(21)</sup>」

すなわち、前引一五九二年十月二十二日付リスボン発の勅令によって定められた通り、日本司教に対する年八〇万レイス(＝二〇〇〇クルザド)の給与を確実に行うよう、サルセッテの収税吏に命じている。

しかし、その後も事態は一向に改善されなかったようである。俸禄の完全支給を促す指令がくり返し国王から届き、そしてその趣旨にそってインド副王からも勅令が発せられたにもかかわらず、依然としてサルセッテにおいてその給与が行われなかったのは奇異なことで、不払いの原因が何処にあるのか明確には判らないが、根本的には、インド副王にこの件についての熱意が欠けていたと言わざるをえないであろう。所定の俸禄が支給されないことについての日本司教(セルケイラ)の訴えが、その後も国王に対して行われたようである。

これに対して国王は、一六〇二年三月二十日付リスボン発インド副王アイレス・デ・サルダーニャ宛て書翰で、「マラッカ、シナ、および日本の司教たちの収入額を朕に報ずるように。朕に対してより一層奉仕となるようこれらの件につい

て指示を与えるためである。」<sup>(22)</sup>と命じ、そして一六〇四年三月二十三日付バリャドリッド発同インド副王宛て書翰では、次のような命令を与えた。

「日本司教は、ここ何年来というもの俸禄の支給を受けていないので、非常な窮状に陥っているということを書き送ってきて、朕の主君である故国王の勅令によって許されたように、御市(ゴア)のサルセッテにそれを設定してもらいたい旨、朕に要請してきた。実際にその支払いを受けることが出来るようにするためである。同司教は非常に遠隔の地であつて神への奉仕に専心しているし、また司教が窮乏状態にあるのを未信者が見るのはよくないので、朕は貴下に対し、サルセッテのレンダの中に上述の司教の俸禄を設定するよう直ちに命ずること、および彼に対してそれを実際に支払うことを強く要望する。また、これまで彼に対し支給が滞っている分をも、出来るだけ支払っていくよう命ずること。」<sup>(23)</sup>

すなわち、一五九二年十月二十二日付リスボン発の勅令で規定された通り、日本司教に俸禄を給与するよう指令を与えている。

スペイン＝ポルトガル国王は、この日本司教への給与の件について、ポルトガル駐在の副王にも指令を与えている。インド副王に直接指令を与えるとともに、ポルトガル駐在副王→インド枢機会議→インド副王という指揮系統からも、指示を与えようとしたものである。一六〇五年五月二十四日付バリャドリッド発国王のポルトガル駐在副王宛て文書に、次のように記されている。

「朕はフェレピナス(フィリピン)經由で日本司教の書翰を受け取ったが、その中で次のように述べている。まだ教会のレンダも十分の<sup>デイズモス</sup>一税も彼地で所有していないので、非常な窮状に陥っている。貧者や信仰の故に追放された人々を施しによって救済しなければならぬからでもある。二〇〇〇クルザドの<sup>オチナード</sup>俸禄を有するが、もう日本に五年駐在しているにもかかわらず、今まで全然支払われていない。このように述べて、サルセッテのレンダにおいて自分の俸禄を支払うよう命じてほしい、セミナリオを続けていくために喜捨または物質的援助をしてもらいたい、と朕に要請している。そのセミナ

リオはすでに始められており、そこで原住民の福音宣布者が養成されるという大きな成果が期待出来る。(すでに養成されている)。当然彼に返事をしなければならぬので、同司教の要請事項のすべてをインディア枢機会議で検討することを命ずるよう、貴下に強く要望する。そして、そこで決定したことを、貴下の意見をそえて朕に具申すること。<sup>(24)</sup>

すなわち、日本司教セルケイラが、二〇〇〇クルザドの俸禄の支給と、セミノリオ——教区司祭養成のためのセミノリオ——経営のための補助金を求めて国王に書翰を送ったのに対し、国王がこの件をインド枢機会議で審議して自分に答申するようポルトガル駐在副王に指示したものである。セルケイラがこの書翰を送ったのは、「もう日本に五年駐在しているにもかかわらず……」と見えているところから、一六〇三年頃であったことが判るが、その時まで司教は俸禄を全然受けていなかったという。

さらに国王は、一六〇六年二月二十八日付文書もポルトガル駐在副王に送っているが、ここでは、一步すすめて、俸禄を完全に日本司教に支払うよう、インド枢機会議に必要な措置をとらせるよう副王に指示している。

「日本司教ドン・ルイス・セルケイラは朕に手紙をよこして、次のように要請してきた。インディアにおける自分の俸禄が支払われていないので、多大な難儀を蒙ってきた。また当地において信仰の故に追放された貧者たちは、国王が恩恵を施したにもかかわらず、その喜捨でもって救済してもらえないために、辛苦を嘗めている。自分にそれが支払われなかったからである。それ故、かのキリスト教界やシナのキリスト教界に対して大いに恩恵を施し、ナウ船がインディアからかの日本に向けて発つ時に、自分の俸禄および国王が自分に恩恵を施してくれたものすべてを完全に支払うよう、副王に指令を出させてもらいたい旨、朕に要請してきた。自分の義務を果すことが出来るようにするためであった。朕はすべての点を考慮し、彼の俸禄を完全に支払うのが自分の義務だと考えて、インディア副王が上述の司教にその俸禄を支払うよう、インディア枢機会議から必要な措置をとらせることを貴下に強く要望する。」<sup>(25)</sup>

国王は、一六〇七年一月十七日付リスボン発インド副王ドン・マルティン・アフォンソ・デ・カストロ宛て書翰でも、

同じく日本司教に対する給与の問題を取り上げている。内容にとくに目新しいものはないが、訳出しておく。

「日本司教ドン・ルイス・セルケイラは朕に次のように書き送ってきた。自分の俸禄がインディアにおいて支払っても  
らえないために、多大な難儀を蒙ってきた。かの地域〔日本〕において信仰の故に追放された貧者たちもまた難儀を蒙  
た。そのために陛下が恩恵を施した喜捨でもって彼らを救済することが出来なかったからである。自分に支払いがなされ  
なかったからである、と。そして彼は朕に対し、かの〔日本〕キリスト教界とシナのキリスト教界に対して大いに恩恵を  
施すこと、自分の俸禄その他自分への恩恵を、インディアから日本にナウ船が出発する時に完全に支払ってくれるよう命  
ずること、を要請した。彼の義務を遂行することが出来るようになるためであった。すべての点を考慮し、朕はそれを嘉  
納する。それ故、上述のような仕方では支払いが行われるよう貴下が命を下すことを強く要望する。」<sup>(26)</sup>

セルケイラは直接国王に書翰を送っただけでなく、国王政庁に駐在するイエズス会プロクラドル、アントニオ・コ  
ソにも書き送り、日本の司教区、セミノリオ運営等に対する経済援助について、国王やインド枢機会議に働きかけを行う  
よう要望している。一六〇六年十月十五日付長崎発日本司教のアントニオ・コラソ宛て書翰に、次のように記述されてい  
る。

「私がすでに書き送ったところに従って、枢機会議の人々に対して交渉をして、このように敬虔にして必要な事業――  
ミサをあげる務めはこれら原住民司祭たち<sup>サセルドテ</sup>に義務付けられることになるが――のために何らかの援助と俸禄<sup>オルテナード</sup>を国王陛下か  
ら得る尽力をして下さるよう、私は尊師に強くお願いする。要するに私は、尊師を介して、国王陛下から上述のような教  
区司祭たち<sup>クレコ</sup>のセミノリオを設立するか、またはその設立に対して大きな援助をしてもらおう――もしもまだそれを達成して  
いなかったら――ことを主に期待している。」<sup>(27)</sup>

なお、これより先、アントニオ・コラソの尽力が奏功したものか、国王は、二〇〇〇クルザドの俸禄とは別に、一〇〇  
〇クルザドの喜捨を一回日本司教に対して行うようインド副王に命じた勅令を発したようであるが、一六〇六年十月現在

このかねは司教の許に届いていなかったの、彼は同じコラソ宛て書翰でこの点に触れ、その勅令をゴア駐在プロクラドールに送って一〇〇〇クルザドの喜捨を取得させるつもりだという意向を伝えている。

「一〇〇〇クルザドの喜捨を一回インディアで私に支払うよう副王に命じた勅令を尊師が国王陛下から得て下さったことは、私にとって多大な慈悲であった。しかし今までのところ、この銀は全然当地に届かず、上述の勅令が二便送られてきただけである（第三便はインディアに留めおかれたのかも知れない）。しかし、当地では勅令は何の役にも立たず、銀が欲しいだけである。そこで私は、ゴアにおける私のプロクラドールであるパードレ・ゴメス・ヴァズ（後出）にこの勅令を送り返して、それによって上述の一〇〇〇クルザドの喜捨を私のために獲得してもらおうと思う。」<sup>(28)</sup>

## 五

現実に司教が日本に着座して、司教としての活動が開始されたにもかかわらず、その基本的な経済基盤である国王からの俸禄が、右の記述から明らかかなように、給付状態が極めて悪かったとすると、司教としてはどうしてもイエズス会からの援助に依存せざるをえないことになる。一六〇五年頃のものと思われるが、「日本司教のみならず、彼の補佐<sup>コアシユトリス</sup>でもある司教の継承者たちが、長期にわたってイエズス会修道士であるのが適切である理由」と題する文書がある。筆者不明であるが、マカオにいた人物であることが文面から判り、ヴァリニャーノまたは彼の近辺の人物と推測しておく。その中に次のような一節がある。

「第九の理由は、司教は日本において信用を得なければならぬので、もしもわれわれのカーザに住まなければ、どうしても多額な出費をしなければならぬ。というのは、日本人の習慣に順応し、異教徒やキリスト教徒の領主たちのところを訪問したり、人を送って訪問させたりしなければならぬし、進物をしたり招待をしたりしなければならぬ。泊客を迎えたり自分のところに援助を求めて来た追放者たちや貧者たちに対し、多額の喜捨で救済をしなければならぬ。そ



の外にも無限の煩わしさを引き受ける必要がある。こういった煩わしさを経費は、現在司教が常にわれわれのカーザに住み、長崎に自分自身のカーザも教会も持っていないので、免れている。これは、イエズス会の司教でないと決して出来ないことである。このほか、インディアにおいて司教の俸禄が支給されないために、通常これを欠いているが、たとえこの俸禄の給与が行われなくても、われわれのカーザにいれば、イエズス会が有する僅かな資産でもってこれを助け、その経費を節減することが出来る。これは、外にいたのでは絶対に不可能である<sup>(29)</sup>」

これは、表題の通り、日本司教はイエズス会士でなければならぬ、ということを中心して主張しているもので、日本司教がイエズス会士であるといくつか重要な利点がある、ということを書き記述しているものである。イエズス会の立場から記述されたものだという点は、よく念頭におかねばならないが、それでも、この記述から日本司教の経済基盤の一端にふれることが出来る。筆者は、司教の立場として、日本の風習に順応して、領主との間に招待・進物・訪問等の交際をせねばならず、また困窮者に対して施しを行わねばならない。司教がイエズス会士で、イエズス会のカーザに住む限り、司教としてこれらの負担をすることを免れることが出来る。現在日本司教は長崎にいるが、そこには独自の教会もカーザも持たず、このような対外活動はイエズス会の活動に依存してしまっている、と強調している。所定の俸禄も支払われず、日本で司教としての活動を独自に行うだけの経済基盤を欠き、そのためイエズス会のそれに依存し、そこからの援助に頼っていたことが窮える。一六〇三年一月十一日付長崎発ヴァリニャーノのイエズス会総会長宛て書翰には、「司教も、われわれ会員の外に教区司祭を持たず、また早急に教区司祭を持つすべもないので、「イエズス会に依存しなくては」彼の教会を統轄していくことは出来ないであろう<sup>(30)</sup>」と記述されている。

司教区が経済的にイエズス会に依存していたことと関連するが、司教の許にはイエズス会のイルマンがいて、彼が司教区関係の会計係をつとめていた。カルヴァーリオの「弁駁書」(一六一七年)に次のように記述されている。

「このイルマンは司教ドン・ルイス・セルケイラの許にいて、われわれのコレジオの近くに住んでいる。彼は司教のカ

ーザや司教に仕える人々の世話をしていた。従って、彼らを養うために必要なものを補給していた。また司教自身の命令によって、彼はカーザの補給品から、多くの貧者・病人、しばしば長崎に滞在していたマニラの聖フランシスコ会のパードレたちやその他の修道士たち、その他大勢の困窮者に施し物をしていた<sup>(31)</sup>」

右の「弁駁書」にはこのイルマンの名前は記されていないが、この点セルケイラが一六〇六年七月十九日付で長崎で作成した遺言状の中に、「私の資産を管理しているイルマン・バルタザール・コレア<sup>(32)</sup>」と見えており、その名前が確認出来る。コレアはポルトガル人で、一五七九年インドでイエズス会に入会し、八六年日本に渡来した。九七年司教マルティンズと一緒にマカオに戻り、翌九八年八月セルケイラと共に再渡来した。一六一四年十一月マカオに行き、そして一六二四年ゴアで死亡した<sup>(33)</sup>。すなわち、コレアはマルティンズ、セルケイラと二代にわたって司教と行を共にしていたようで、すでにマルティンズの時から司教区関係の出納の仕事にたずさわっていたことも考えられる。なおコレアは、後出一六一五年一月三日付マカオ発フランシスコ・パシエコの文書に見えているように、セルケイラの死後その遺産の目録が作成された際、「司教の資産の会計係兼管理人<sup>(34)</sup>」としてその作成に協力している。

## 六

イエズス会の援助とともに、日本司教にとっての重要な財源として貿易収入があったようである。一六〇四年一月二十日付長崎発セルケイラのイエズス会総会長補佐宛て書翰に、次のように記述されている。

「尊師の巡察師宛て書翰の一節を同パードレが写して、シナから私の許に送ってくれたが、それによって私は、国王陛下の要望によって教皇陛下が小勅書を発布し、東インディアの聖職者が取引または商業活動を行うのを禁止した、ということを知った。もしもこれが効果をあらわすと、結局は国王の役人たちがわれわれ全員を餓死させることになる。われわれに十分な維持費は与えられず、また（彼らのためにそうなるに相違ないが）われわれがその維持費を手に入れること

も適わないからである。現在行なっているこの取引なしに日本布教事業を続けていくことは不可能である。この取引は、(無節度または無秩序なことが行われることはあるが)、取引という名に偽せず、慈愛の行為にすぎない。それなしでは、これらの靈魂をきり開くことは不可能である。また、今ではイエズス会の中でそれについて語る者はいない。日本において負っている大きな義務のために、それが必要なことは非常に明白である。尊師はそのことをよくご存知である。司教は、自分の職務を行い、自分の義務を果すには、どうしても多大な出費をしなければならぬ。ことに日本には何のレンダもなく、彼のカーザや家族(ファミリー)(司教・司教座に属する参事会員・役員・使用人などを含めて「家族」と称した)<sup>(35)</sup>を維持したり、このキリスト教界を巡察したりするためにも、他に何の援助もない。したがって、陸上や海上の旅、土地の慣習故にキリスト教界の利益のために与えざるをえない進物、信仰の問題から行われることもあるが、しばしば行きすぎて行われる通常の、あるいは臨時の喜捨、この教会が非常に必要としている充分な人数の原住民教区(クリコ)司祭の育成、聖品が授けられて以後の彼らに資産(パトリモニア)または充分な維持費を与え、彼らにまかされた教会に装飾と聖職者を用意するための援助がない。今まで日本には十分の(ディジモス)一税も聖職(ベネフィシオス)もその他の教会のレンダもない。結局のところ、司教が自分の職務に関する他の義務を果すために何の援助もない。経費がこのようなものであるにもかかわらず、俸禄(オルデナード)として二〇〇〇クルザドを持つにすぎない。これは国王がインディアで彼に与えるよう命じたものである。これは、当地でいうサラファージェン即ち両替——当シナや日本では、インディアで支払いが行われる貨幣は通用せず、リアル銀貨その他が重量で用いられている——のためや、運賃や、マカオにおいてシナ国王に支払われる税金のために、シナにおいて一〇リアル貨一二八〇クルザド——クルザドは四〇〇レイス——になるにすぎない。もしもこれが滞りなく支払われたならば、何らかの援助になったことであろう。しかし実際は、これの支払い状態は非常に悪く、来る「一」六〇四年二月には、私が司教ドン・ペドロの跡をついで六年になり、私はこの司教区に六年駐在したことになるが、今までにインディアにおいて何も私に支払われていないし、その他の所でも上述の俸禄(オルデナード)は全然支給されていない、ということを知っていたきたい。毎年これについてインディ

アに書き送ってきたにもかかわらず、この有様である。懇願者を置き、また私の代理人があらゆる尽力をしたにもかかわらずそうである。知っていたいただきたい、と言ったのは、現在の副王は友のアイレス・デ・サルダーニャなので、すでに私にいくらかの支払いが行われているかも知れないからである。私はそれを期待している。しかし事實は、四年間私に何も支給されていない。そしてこの間私は、司教ドン・ペドロに対してマラッカにおいて債務となっているような、支給が滞った何らかの俸禄オルデナードスがごく僅か給与された些細なかねでもってやってきた。というのは、彼に対しても支給状態が悪かったからである。そして借金もした。この貧困の故に、私はシナにおいて生糸に投資をした。これに加えて、平素海上の遭難を蒙る。私は日本にこれ程僅かしか持たないにもかかわらず、すでにこの生活費を二度も失った。一度はヌーノ・デ・メンドンサのジャンク船で、いま一度はこんどオランダ人たちが捕獲したナウ船によってであった。このような事情であるから、シナに有する銀を投資してその利益でやっていく取引行為なしで、司教が自らを養い、自分の教区司祭たちを養い、自分の義務を果していくことがどうして出来ようか、尊師に考えていただきたい。これは何らの躓きも教化に反することもしないで行われている。というのは、当地においては、こうするより生活のすべがない、ということが皆に判っているからである。したがって、この禁令があったのでは、この布教事業を前進させることも維持することも不可能だということでは明らかである。パードレたちや司教については、教区司祭クレリゴたちについてもあてはまる。というのは、彼らは当地に何ら教会のレンダを所有せず、いわんや世俗のレンダは持たないので、彼らの資産パトリモニオはどうしても一定の銀になつてしまうからである。司教がその全額を一度に彼らに与え、彼らがそれだけのかねを所有するようにするか、または毎年その中から一定額を与えるか、とにかく銀でなければならぬ。もしもこれを投資して、その利益——これは当地における葡萄畑であり、オリーブ畑であり、耕地である——でもって自活していけるようにしないことには、四日もすれば彼らは無一文になってしまい、乞食をせねばならなくなつて、司祭職の名を汚すことになる。結局この法は当地では守られない。インディアの他の地方でも、国王がその地の聖職者たちに対して毎年充分な支援をしないことには、実際には守られ

ない、と私は考える。われわれが自分たちの義務を果たすために必要なものを毎年われわれに給与してくれるなら、われわれにとって大きな慰めとなるであろう。それ故、事実上述の小勅書が発布されたのなら、とにかく教皇から、日本にいるパードレたちも司教もその他の聖職者たちも、この法に義務づけられない許可を獲得するのがよい。というのは、上述の理由から、結局守ることは出来ないからである。それ故、尊師にこの件を強く要請する。この件については、私から教皇に書き送ることはしない方がよいと考えた。というのは、上述の小勅書が発布されたかどうか、これまでのところ私には明らかでないからである。たとえ発布されても、インディアやシナの地方では受け入れないの<sup>36</sup>がよい」

ここで問題になっている小勅書については未詳である。噂のみで発布されなかったものかも知れない。聖職者の貿易活動が禁ぜられては、司教として活動していけないことを強調している。日本には十分の一税<sup>37</sup>・聖職禄、その他のレ<sup>38</sup>ンダもない、と述べ、ただ司教に対する俸禄の二〇〇〇クルザドを有するにすぎないが、これは両替・運賃、シナ政府への税のため、シナにおいて一二八〇クルザドになってしまう。しかもこれは給付状態が極めて悪く、自分(セルケイラ)がマルティンスより司教位をついで六年になるが、この間全然支給されていない。そして自分は、この俸禄のマルティンスに対する延滞分(マラッカにおける債務、とあるが、ここで問題になっている国王よりの俸禄のことであろう)の僅かなかねを入手したにすぎない。この貧困の故に自分は生糸貿易を始めた。この取引行為なしで司教が教区司祭を養って、自らの務めを果たすことは到底出来ない。国王から然るべき額の援助があればよいが、さもなければ小勅書の遵守は不可能である、と強調している。これにより、日本司教としての固有の財源としては、インドにおいて給与されることが定められていた二〇〇〇クルザド(マカオにおける手取り一二八〇クルザド)の俸禄があったのみで、しかもその給付状態は極めて悪く、このため、生糸貿易がその主要な収入源の一つになっていたことが判明する。

司教セルケイラは、一六〇三年一月一日付長崎発の教皇クレメンス八世宛て報告書でも、「この教会にはまだ司教座聖堂（ベネディクトゥム）参事会員の収入、聖職禄、十分の一税がなく、その他いかなる種類の収入も得られない。」と府内司教区の経済基盤が確立されていないことを強調し、国王からの俸禄二〇〇〇クルザドも、自分が日本司教になって五年たつが一度も支払われなかった、と述べて、これまでの司教区の運営を、前任司教マルティンスへの俸禄の延滞分および借金に頼ってやってきたように記述している。<sup>(38)</sup> 司教はこのように記述した上で、教皇に対して、日本でのセミナー運営のために経済的援助を与えてくれるよう、強く要望している。<sup>(40)</sup>

日本司教が負った負債については、一六〇七年十月十日付長崎発セルケイラの総会長宛て書翰に、具体的に記述されている。

「司教は非常に貧しく、その俸禄はまことにささやかで、しかもこれまでそうであったように支払い状態が極めて悪い。（オルデナトリス）（中略）パードレ・アントニオ・コラスは、セミナーオを一つ作れるだけのものをセルケイラに与えるべきだという意見を国王陛下に具申した、と（一）六〇六年三月に私に書き送ってきた。教皇も何らかの物質的援助をして下さるなら大きな助けとなる。というのは、この教会には今までレンタも教会聖職禄もなく、教会に与えるようなキリスト教徒の諸侯や領主もおらず、皆教会を通して利を図る有様である。また司教は教区司祭たちを育てなければならぬ。彼らを養成している間だけでなしに、品級を授け、小教区を任して以後も、彼らを支えていかなければならぬ。あるいは彼らのために十分な維持費を才覚し、交渉し、また彼らに任せた教会に必要なものすべてを供給しなければならぬ。それ故、現在私は四〇〇〇タエル以上の多額の負債を負っている。（この額は、僅かな資産しか持たない者にとっては多額である）。昨年私が京都地方に赴き、日本の国王を訪問したことに費した経費や、今年カーザの建築および司教に課せられているそ

の他通常および臨時の義務に要した経費のためである。」<sup>(41)</sup>

日本司教は収入は乏しいにもかかわらず、必要な経費は多大で、この時司教は四〇〇〇タエルの負債を負っていたという。誰から借りたものかは、右の書翰だけでは不明である。もっとも、この負債についてであるが、たしかに司教は一六〇七年十月現在四〇〇〇タエル以上というかなり多額な借金をしてはいたが、同時にその負債をいっでも返済出来るだけの資産を持っていた、という点も留意しなければならない。一年余溯るが、一六〇六年七月十九日付長崎、司教セルケイラの遺言状に次のように記述されている。

「何人かの人が私にいくらかの銀を貸してくれた。私の資産を管理しているイルマン・バルタザール・コレアがそのことを指摘した。これは確実な負債であるし、また神の恩寵により現在これを返済するだけの資産がある<sup>フエツト</sup>ので、出来るだけ速かに上述の銀を返済することを希望する。決してこの点〔司教〕継承者に期待してはならない。」<sup>(42)</sup>

このようにセルケイラは、現在負債を返済出来るだけの資産があるから、次の司教が着任する以前に司教の借金をすべて清算するよう言い遺している。

また、この府内司教区の負債に関連して、同司教セルケイラの遺言状に次のような記述が見られる。

「イルマン・バルタザール・コレアは、慣例に従って七パーセントのレスポンデンシアでペドロ・ロドリゲスに与えられたコチンの一女孤児の銀について知っている。さらに、パードレ・フランシスコ・ダ・コスタのイルマン、トメ・ダ・コスタに属する銀で、聖母マリア〔後出聖母マリア教会のことか〕のために同じレスポンデンシアで送られたかねについても知っている。利息を添えてこの銀を期限通り孤児たちに返すこと。上述のイルマン・コレアの手証文がある。女孤児の銀に関しては、すでに彼はコチンに書き送り、上述の銀を危険を冒して送ってもよいかどうか、伝言を待っている。」<sup>(43)</sup>

これは、府内司教区および小教区関係者が孤児たちの基金の中からレスポンデンシアで借財をしたことを明らかにする

ものである。一件はコチンの一女孤児の基金からペドロ・ロドリゲスが利率七パーセントで、今一件は何処か不明だが他の孤児の基金から、恐らく長崎の聖母マリア教会のために同じ利率で借用したものである。ともに金額は不明である。因に、後で述べるが聖母マリア教会の建設とその主任司祭の聖職禄の設定には、ポルトガル商人が深く関係していた。これらの借金について、セルケイラは、その返済を確実にを行うよう指示を与えている。

## 八

セルケイラは、一六一〇年三月五日付長崎発ローマ教皇宛て書翰でも次のように記している。

「イエズス会パードレたちと私がこのナウ船の事件によって受けた物質的損失がある。というのは、それによってわれわれは、われわれと当教会の聖職者たちを支えるための収入を失ってしまった。このためわれわれは、当キリスト教界をよく管理していくためには必要であったカーザの多くの人を解雇し、いくつかの小教区とレジデンシアを手離し、さしあたり他に対策も立てられない間は、布教団を派遣する方法でその司牧に当ることを余儀なくされた。そしてわれわれは、今後は一部は何らかの借金によって教界を維持していくことになる。われわれの負債は以前にくらべ日々増大しており、現在もその額は少なくないどころか、むしろ多く、これ以上借金する方法がないほどであり、これはわれわれにとつて大きな悲しみである。またわれわれは、一部は何らかの喜捨によって維持していくことになる。もっともこれは非常に僅かで、しかも永続しない。」<sup>(44)</sup>

ノッサ・セニョーラ・ダ・グラッサ号事件にともなう損害を強調しているが、そのことは、司教区財政が貿易収入に依存するところが大きかったことを思わせる。司教区の負債については、前引一六〇六年七月十九日付セルケイラの遺言状や一六〇七年十月十日付総会長宛ての司教の書翰にも記されており、グラッサ号事件以前から行われていたことである。同じ教皇宛て書翰（一六一〇年三月五日付）には、さらに次のように記されている。



「当教界の聖職者を物質的に維持する財源をもたらずマカオのナウ船が失われたことにより、司教は当地で、前に指摘したように非常に深刻な窮乏に陥った。というのは、手許に何も残らず、その上多額の負債をかかえ、しかもインディアに有するその俸禄は、多くの義務に対してあまりに些少で、それに支払いも悪く、その上海賊が跋扈する海域を通じて送られてくるので非常に危険である。(中略)それ故、私と、私の負担で養っている原住民教区司祭たちの生活を維持していく上で助けになるような、何らかの物質的援助を私に与えるよう命ずること、およびこの新しい教会を助けるために私に課せられている他の多くの義務を遂行しうることが、主への奉仕になると考えていた。だきたい旨、聖下に要望しなければならぬ。それによって、当教会と私は大きな恩恵と喜捨を受けようであろう。」<sup>(45)</sup>

ノッサ・セニョーラ・ダ・グラッサ号事件により大きな損害を蒙ったことを重ねて力説し、国王からの俸禄の頼りにならないことを強調して、教皇に対して経済的援助を求めている。このローマ教皇に経済援助を要望する件については、セルケイラは一六〇四年一月二十日付長崎発総会長補佐宛て書翰でも記述している。すなわち、日本に教区司祭養成のための学校の必要なことを強調して、それに対する教皇の経済援助を要望したい気持ちをくり返し熱心に訴えている。抜萃して引用する。

「このような聖職者たちの必要に鑑みて、司教が自分に服する原住民教区司祭たちのセミナーオまたはコレジオを持つ必要があること、およびこれについての私の考えを、とくに尊師に申し述べる。

イエズス会修道士であれ原住民教区司祭であれ、充分な人数の聖職者をこのキリスト教界に補充するに当っての主な困難は、彼らの生活費をどう調達するかという点である、ということについては、教皇聖下にも同じように申し上げる。この生活費は、外から送ってくる必要がある。当面、この教会が十分の一税も聖職禄もその他の教会のレンダも持たない間は、彼らは当地で充分な生活費を持つことは出来ないからである。枢機卿下たちは警戒し(驚くには当たらないが)、このように遠く離れた教会を御地から支えるということには抵抗がある、と考えていると尊師が私に書き送ってきたので、

この点について説明し、納得してもらおうと努めるつもりである。(中略)

充分な人数の原住民教区司祭の上述のセミナーオまたはコレジオを設立し、そしてこれをおし進めていくことが出来るよう、教皇聖下が司教を何らかの物質的援助で助けるのを嘉納されるよう、同じように要請するつもりである。そこで彼らが学問と徳操の教育を終え、靈魂に関する聖務につく資格をそなえ、そしてその後聖品の位に上がるようにするためである。(中略)

たとえ何年かの間という制限つきであっても、毎年一〇〇〇または二〇〇〇クルザドの年金<sup>ペンサン</sup>またはそれに類する援助によって、神の大なる栄光となり、多数の靈魂の救済になる事業を大きく一歩踏み出すことが出来ることは明らかである。その靈魂は欠乏のために失われている。例えばこの原住民教区司祭のコレジオの設立の件がそうである。<sup>(46)</sup>

さらにセルケイラは、一六〇七年十一月十日付長崎発総会長補佐宛て書翰でも、同じ件を取り上げている。

「教皇聖下宛て書翰に記述したように、私のカーザで教区司祭<sup>クレコ</sup>たちのセミナーオを始めた。それ故、司教の貧困の有様と、当地に教会のレンダを持たないのを見て、これらの教区司祭を養い、私が彼らに任せつつある教会に補給をするために、何らかの物質的援助でもって教皇が私を助けて下さることが肝要であろう。われわれに対する何らかの支援が出来るかどうか、尊師に考えていただきたい。<sup>(47)</sup>」

司教区の活動を軌道に乗せる上で、教区司祭の確保が重要な課題であったことは言うまでもない。セルケイラは、右に引用してきた文書から明らかなように、日本人教区司祭の養成に熱心であった。そして彼は、イエズス会の協力をえて、イエズス会の日本における教育活動の実績の上に立って、長崎に教区司祭養成のためのセミナーオを作った。そこでの成果として、次に見えているように、一六〇六年十月までに四人の教区司祭の叙品が行われた。このセミナーオも特別の基金があったわけではなく、司教区の経常費の一部を充てたり、イエズス会からの援助に頼ったりして運営されていたものであろうが、司教はここで、この日本における教区司祭養成に対する経済援助を教皇に要請している。

## 九

同セミナーオでの成果とその経済基盤のことについて、司教セルケイラは前年の一六〇六年十月二十日付長崎発総会長宛て書翰で、次のように記述している。

「私はすでに四人の原住民教区司祭を叙品した。彼らは教化を及ぼし、原地の言語でうまい説教を行う。彼らはすぐれた教理講釈者である。これは非常に重要な聖務である。すでに彼らに対して小教区を任ずることが始まっている。彼らは自分の務めを立派に果している。他の四人は下級品級の叙品を受けつつある。いずれ司祭職につく資格を備えるに相違ないという期待を与えるからである。彼らもまた原地の言語で説教を行う。教理の講釈を行い、満足な成果を収めている。そのために必要なものを習得しているからである。そして目下良心問題を習得しつつある。新しい人々であるので、私は聖パウロの忠告に従って、彼らの双方に対して、ゆっくり、注意深く事を進めてきた。この原住民司祭団がキリスト教界のために成果を实らせ、パードレたちにとって助けとなるに相違ない神の善心を、私は期待している。しかしながら、彼らを物質的にどう養っていくべきかという問題は、私を悩ませる。というのは、日本にはこれまでのところ聖職<sup>ベネフィシヤス</sup>も教会のレンダもなく、叙品を受けた人々も、司教が彼らのために斡旋してやらなければ、生活のすべもない有様であるが、司教も辛うじて自分と自分の家族<sup>ファミリア</sup>を養って、自分の司牧の務めを果すだけのものを持つにすぎないのであるから、人は常にこの点恐れと懸念を抱いている。しかし、主の恩寵に信頼を寄せて、私はこの事業を始めた。プロクラドールのパードレ・アントニオ・コラソがバリャドリッドから私に伝えてきたところによると、この事業は国王陛下と陛下の枢機会議の人々を満足させているようである。主をも満足させるものと思う。すでに私は、四人の司祭に礼拝堂<sup>カペラ</sup>付き司祭の聖職<sup>ベネフィシヤス</sup>禄を与えた。これは、私と尊敬すべき何人かのポルトガル人が設定したものである。われわれは、確固とした永続的なものな

い日本にいるにもかかわらず、永住するよう命ぜられている。礼拝堂付き司祭の聖職<sup>ベネフィシヤス</sup>禄、および彼らが品級を受けさらに

は小教区を任された時に得るであろうその他の追加収入とによって、これらの司祭および今後彼らに続く何人かの他の司祭が、相応に快適な状態になるものと思われるからである。<sup>(48)</sup>

すなわち、この時までには四人の教区司祭が生れ、さらに他の四人も下級品級を受ける段階にきていたこと、彼らの活動によって満足すべき成果を上げつつあったことが判ると同時に、日本では司教や教区司祭に聖職禄がともなっておらず、このために経済的に苦しい運営を強いられることが強調されている。ただ四人の教区司祭に対して礼拝堂付き司祭の聖職禄が与えられたことが記されている。四人の名は、ロレンソ・ダ・クルス、フランシスコ・アントニオ村山、ミゲル・アントニオ、パウロ・ドス・サントスである。<sup>(49)</sup> この聖職禄は、何人かのポルトガル人の善行と司教セルケイラの尽力によるものであったというが、この点についてはさらに関連の史料がある。一六〇六年十月十五日付長崎発司教セルケイラのバリヤドリド政庁駐在イエズス会プロクラドル、アントニオ・コラス宛て書翰に、次のように記述されている。

「これら〔四人の原住民〕教区司祭の全員を司教が自分のカーザで養い、育成している。そして彼らの聖職禄<sup>ベネフィシオス</sup>または礼拝堂付き司祭の聖職禄の設定について、出来る限りの尽力をしている。すでにそれは四つ用意されている。(中略)

今まで日本には、私自身が僅かなものを割き、また二人の尊敬すべきポルトガル人が私の要望に応じて設定してくれた、上述の礼拝堂付き司祭の聖職禄を除くと、何ら聖職禄もその他の教会のレンダもない。その聖職禄には、ミサをあげるといった僅かではあるが義務がともなっていた。<sup>(50)</sup>

すなわち、この四つの聖職禄が、セルケイラとセルケイラの要請に応じた二人のポルトガル人の出資によって設定されたものであることが明らかになる。この内セルケイラの出資については、一六〇六年七月十九日付長崎、同司教の遺言状によって明確になる。次のように記述されている。

「私はすでにパードレ・ロレンソに、毎年おおよそ六〇タエルの収入になる礼拝堂付き司祭の聖職禄を与えた。しかしこれは永久的なものではなく、高位聖職者の命令によって変動しうるものである。<sup>(51)</sup>

右のパードレ・ロレンソとは、教区司祭ロレンソ・ダ・クルスのことである。後で述べるように、村山当安がその後一六一一年に長崎に聖ペドロ教会を建てると、彼はそこをあずかり、そして当安が設定した聖職禄を受けた。

このようにセルケイラは、自分の資産から一六〇六年七月までに聖職禄を一つ設けたが、さらに教区司祭の数が増えていくにしたがつて、同じく自分の資産から聖職禄を設定することは可能だし、そうせねばならないと考えていた。同遺言状に次のように見えている。

「当司教区の統轄者・管理者「フツエルナドール」になる者の命令で、私の死後遺った資産「フアツト」と銀で聖職禄を設定することは可能だし、またそうせねばならないと思う。そして、行きすぎない限り、いくらか危険をとまなくても、その銀を殖やすように努めること。」<sup>(52)</sup>

このようにセルケイラは、司教の資産の中から教区司祭の聖職禄を設けていくことに心がけていたが、それだけでなく、教区司祭を目指して学習中の神学生やさらに同宿の養育をも、同じ資産からまかなうことを考えていた。遺言状の一節である。

「私の死後遺った資産の処置は、私でも、この司教区の管理者「アトミニストラドール」になる者でもなく、「司教」継承者に属することではあるが、このように遠隔の地で、多年経なければ継承者が着かないような所では、この教会と継承者の利益になるために、法律を拡張解釈して継承者の資産が有利に運用されるようにするのは可能だし、むしろそうしなければならぬと考える。そしてこれは、彼と教皇聖下と国王陛下の意向によって判断がなされなければならないと考える。これにより、私は、この司教区の管理者になる者が、私の死後遺った銀と資産で以って、私が教区司祭「クレリコス」にするために採用した四人の生徒、すなわちフジムラ・ジョアン、クレメンテ、シキ・トマ、イシマダ・アンタンを養ってくれるよう要望する。(中略) 絵を学んでいるルイスとトメの二人「ドシコス」の同宿の養育についても、上述の四人と同じようにしたいと思っている。」<sup>(53)</sup>

また、前述の通り一六〇六年十月までに二人のポルトガル人が、セルケイラの求めに応じて聖職禄の設定のために出資

をしたことが判明しているが、この点については次の史料がある。一六一二年三月五日付長崎発セルケイラのスペインポルトガル国王宛て書翰に、以下のように記述されている。

「この〔聖母マリア〕教会に対しては、ここの住民と日本の他の領国から長崎に来るキリスト教徒たちが、古くから特別の信心を抱いている。貿易のために当地に来る外国人、とりわけポルトガル人たちも同じである。この教会を創建したのは彼ら〔ポルトガル人〕である。これは以前は小さな礼拝堂にすぎなかった。今はほどほどの教会になっているが、人々、とくにこの教会の中にある聖母マリア信心会の会員たちの信心を受けとめることが出来ない。そのためには小さすぎる。このため彼らは、非常に大きな収容能力がある教会を建てる決心をし、そのために極めて多額の喜捨を自らすすんで行なった。通常人々がこの聖堂に与える喜捨によって、その小教区主任司祭〔ミゲル・アントニオ〕と同教会に奉仕する仕事を助けている人々とが体面を保って養われている」<sup>54</sup>

ポルトガル商人たちが聖母マリア教会を創建したことは明記されているが、同教会の司祭その他の人々の生活費を負担した者については、記述が明確ではない。しかし、恐らくは同教会を建てたポルトガル人たちもそこに含まれ、前引セルケイラの文書に見えている、教区司祭のための聖職禄を設定した二人のポルトガル人というのは、彼らのことを指しているのではないかと思う。

なお、セルケイラの遺言状（一六〇六年七月十九日長崎）によると、さらにアントニオ・ガルセスという者が、同様の聖職禄を設定したいという意向を表明していたようである。次のように記されている。「アントニオ・ガルセスは、毎年五〇または六〇タエルの収入になる礼拝堂付き司祭の聖職禄を一つ設定するつもりだと私に話していた。助祭ナガエ・ミゲルに与えるためであった」<sup>55</sup>

このように、司教セルケイラの尽力とポルトガル人たちの喜捨などによって、教区司祭のための聖職禄が少しづつ設けられていったようである。

一六一一年にも、日本人信徒たちの喜捨による教会の建設と聖職禄の設定が行われた。一六一二年三月五日付長崎発セルケイラの国王宛て書翰に、次のように記されている。

「昨年、富裕な日本人で現在この市の統治者である位の高い人〔次に引用するカルヴァーリヨ「弁駁書」の記事から、この人物が村山当安であることが判明する〕が、ここに一つの教会を建てた。それは非常に美しくまた大きなもので、現在日本にある最良の教会の一つであり、あらゆる点で使徒聖ペドロの令名にふさわしく見える。この人はまた、今も将来もこの教会を世話する司祭または小教区主任司祭を養うのに充分足りるだけの、毎年のレンダを永久的に同教会に贈った。その外、上述の教会の中にある同じ使徒聖ペドロの信心会が設けた、より少額の礼拝堂付き司祭の聖職禄がある。これは、上述の信心会が求めるある種のミサや聖務の義務に応じる礼拝堂付き司祭である別の教区司祭を養うためである。」<sup>(57)</sup>

右の記述によって次の事実を知ることが出来る。

一、一六一一年、長崎代官村山当安が聖ペドロ教会を建てた。彼はさらに、同教会をあくまで小教区主任司祭を養うのに十分な聖職禄を永久に設定した。

二、同教会内の聖ペドロ信心会が、信心会のための聖務を行う別の教区司祭のために、礼拝堂付き司祭の聖職禄を設定した。この教区司祭は、聖ペドロ教会主任司祭の補佐ジョアン・ルイス（後出）のことであろう。

セルケイラの死後、七人の教区司祭が司教区を統轄する総代理を選出したが、その七人についてイエズス会士カルヴァーリヨの「弁駁書」（一六一七年）に次のように記述されている。

「或るドミニコ会修道士は、その〔総代理の〕選挙とイエズス会管区長がそれを受諾したことに不満であった。またわれわれには殆んど心を寄せておらず、上述のドミニコ会パードレと非常に親密であった或る日本人もこれには不満であった。彼は富裕で生活にゆとりがあるので、しばしば教区司祭たちを招いて会食したり、また司教在世中、聖ペドロ小教区教会の主任司祭にある金額のかねを与え、それを第三者の手で投資運用した儲けと謝礼金をもって、生活出来るようにし

たりした。事実このようにして誠実に彼を養った。この贈与やその他の補助を受けたために、同主任司祭はその日本人にとても恩義を感じていた。同「長崎」市の聖アントニオ小教区教会の主任司祭はその日本人の息子であった。三人目は聖母マリア小教区教会の主任司祭で、前の二人と意見が一致していた。というのは、この者は余り深く理解しなかったもので、二人は容易く彼を自分達の意見に従わせたからである。四人目は聖ジョアン小教区教会の主任司祭で、この者は比較的すぐれた理解力をもっており、他の者以上に強い働きかけがあったが、容易に三人に引きずられることはなく、それ所か、しばしば彼らの無鉄砲な行為に対して抵抗した。聖職禄がなかった三人の司祭の内、二人は聖ペドロ及び聖アントニオ教会主任司祭の補佐であり、三人目は礼拝堂付き司祭として司教のカーザにいた。<sup>(58)</sup>

総代理選出後の、所謂長崎の「教会分裂」に関する記述の一部であるが、ここではそれについては触れず、七人の教区司祭の聖職禄についての記事のみに着目する。文中、ドミニコ会士と親密であった日本人有力者というのは、「聖アントニオ教会主任司祭はその日本人の息子であった。」という記述と、同教会主任司祭が次に記すようにフランシスコ村山であった事実から、長崎代官村山当安であることが明らかになる。彼が聖ペドロ教会主任司祭のために聖職禄を設定した点については、右に引用したセルケイラの書翰と符合しているが、この聖職禄は、当安が資金を提供し、それを商業活動に投資運用して収益を上げていくことによって賄われていたということは注目に価する。教区司祭の財源に貿易収入があったことについては、さらに後で取り上げる。

尚この「弁駁書」の記事は、セルケイラが死亡した時点で日本に七人いた教区司祭の内、四人は聖職禄を伴った教会を担当し、三人は独自の聖職禄を持たなかったことを伝えているが、夫々の名前を入れて列挙しておく。聖ペドロ教会主任司祭ロレンソ・ダ・クルス、聖アントニオ教会主任司祭フランシスコ・アントニオ村山、聖母マリア教会主任司祭ミゲル・アントニオ、聖ジョアン教会主任司祭パウロ・ドス・サントス、聖ペドロ教会主任司祭の補佐ジョアン・ルイス、聖アントニオ教会主任司祭の補佐ペドロ・クレメンテ、司教のカーザ内の礼拝堂付き司祭トマス・ドス・アンジョス。<sup>(59)</sup>



## 十

セルケイラは、一六一〇年三月十日付長崎発総会長補佐宛て書翰でも司教区の財政の問題を取り上げ、教皇に援助を求めたい気持を訴えている。

「私が教皇聖下に要請している喜捨または物質的補助について、尊師にも同じことを要望する。尊師はご存知であろうが、ナウ船の不幸な遭難により、現在私は窮乏している。というのは、私は無一文になってしまったからである。というのは、所有していた物質的維持費を失ってしまっただけでなしに、多額の負債を負っており、返済の当てもないからである。その上さらに別の借金をせねばならない。私は借金によって生きていかねばならないからである。しかも、インドアに設定されている私の俸禄は非常にささやかで、しかも支払い状態が極めて悪い。その上、海賊の跋扈する海域を通じて私の許に送られてくるために非常に危険であって、このために失われることもしばしばある。事実この僅かばかりの私の維持費がたびたび失われた。またシナに間に合うように着かないこともある。オランダ人のナウ船によって海域が妨げられたために、通常マカオに来るナウ船が何年かつづけてインドアから渡来しないことがあるからである。またマカオに着いても、運賃・税金・貨幣の両替、およびプロクラドルたちがゴアでそれについて交渉するのに要する他の経費のために大巾に減少してまい、僅かしか残らない。一方、日本における司教の義務は多大であって、教区司祭たちを自分で負担して養うだけでも大変である。日本にはこれまでに教会のレンダはないし、資産パトリモニアを持った教区司祭もないので、これは不可能である。それでも司教は彼らを養っていかなばならない。そのため私は教皇に対して援助を求めねばならないが、私の名でそれを頼んでくれる人が御地にいなければ、成果を上げることは出来ないであろう」<sup>(60)</sup>

とくにローマ教皇に日本の司教区に対する経済援助を求め、そのためにイエズス会としても教皇に対し働きかけを行なってくれるよう、要望しているものである。また文中で国王給付の俸禄のことに触れている。当てにならないことを強調

してはいるが、ただここでは、いくらか給与が行われ、現実にマカオまで届いたことがあったように記述されている点、注目に価する。前引一六〇四年一月二十日付セルケイラの書翰には、これまでに俸禄を一度も受け取っていない旨記されていたが、その後、この書翰が書かれた一六一〇年三月までの間に、給付されマカオに送金されたことが何回かあったとみてよいようである。国王から度重なる勅令が発せられた影響と言えるかも知れない。ただ、たとえそうであっても、この俸禄は実質的には司教区の財源としては、依然としてあまり大きな意味をもつものではなかったようである。

また右の記事は、ゴアに府内司教区関係のプロクラドルがいて、俸禄について政庁側と交渉し、かねを受取り、マカオ・日本に向けて送金するなどのことを行なっていたことを示している。この点については、前引一六〇六年十月十五日付長崎発セルケイラのアントニオ・コラン宛て書翰に、「ゴアにおける私のプロクラドルであるパードレ・ゴメス・ヴァズ<sup>(61)</sup>」と見えていた。ゴメス・ヴァズは、一五八四年まではイエズス会インド管区プロクラドルであったが、その年四誓願立誓修士になったためにその務めを離れ、その後ゴアのカーザ・プロフェッサのプロクラドルになった<sup>(62)</sup>。一六〇六年当時も同じ任務についていたかどうかは不明であるが、右の経歴から明らかなように、イエズス会インド管区の財務に明るいゴメス・ヴァズをセルケイラが起用して、ゴアにおける府内司教区関係の財務を担当させたものである。なお、このような経緯から考えて、ゴメス・ヴァズは一六〇六年当時日本イエズス会のゴア駐在プロクラドルを務めていた可能性が強い。

なお、セルケイラは、ノッサ・セニョーラ・ダ・グラッサ号事件の直後に国王に書き送って、同事件による被害を訴えて経済的援助を要望したようである。これにこたえて国王は、一六一二年三月七日付リスボン発インド副王ドン・ジェロニモ・デ・アゼヴェード宛て書翰を送っているが、そこには次のように見えている。

「日本司教とかの地方におけるイエズス会修道士たちの準管区長が朕に書き送ってきて、日本において定航ナウ船が焼沈したために、同地とシナのキリスト教界が自らを支えるのに必要な物に大いに不足していることを訴えてきた。かの地

域に駐在している人々を支えるために、朕の財産から給与される俸禄オルディナリアスと喜捨とでもって、確実に救済することを朕は望むし、そうするのが正当なので、彼らに対する支払いがよく行われ有効となるような所にそれらを設定するよう、貴下に要望する。<sup>(63)</sup>

さらに国王は、一六一四年三月十日付リスボン発同インド副王宛て書翰でもこの件を取り上げ、マカオリ日本間の欠航とグラッサ号事件が重なって窮乏している府内司教区のために、所定の俸禄の完全支給と延滞分の支払いとを命じている。

「日本司教は、多くの損失により物質的に非常な窮状にあること、司教の維持費がもたらされるシナからのナウ船がもう永年の間日本に赴いていないということ、船が焼失したために失ったものもあつたということ、朕に書き送り、とりわけ、支給が滞っている分と今後給与される分の司教の俸禄オルディナリアスの支払いを、常に確実に行なつてほしいということ、およびミサのための葡萄酒二樽を定期的に給付してほしいということを要請してきた。それは、日本にはミサのための葡萄酒がなく、一方司祭の数がふえても、彼らはこの「ポルトガル」王国から葡萄酒を取り寄せたり、王国が彼らにそれを補給したりすることは出来ないからである。彼に対してあらゆる恩恵を与え、彼の俸禄オルディナリアスを確実に支払うようにするのは正当なことなので、朕は貴下に、そのように善処すること、および滞っている分の俸禄を全額実際に支払うよう命ずることを要望する。ナウ船が日本に向け御地を発つ時に支払いを行うことについて、「一」六〇七年一月十七日付の朕の書翰で命じたことに注意すること。<sup>(64)</sup>

一六一三年三月二十日付セルケイラの教皇パウルス五世宛て報告書には、次のように記述されている。

「この教会には今まで教会のレンダがない。それ故、私は原住民教区司祭たちのため生活を維持する道を見い出そうと大いに苦労している。彼らは収入を持たないからである。この同じ理由から、この司教区には、他の司教区にあるような参事会カピトルと参事会員の収入を備えた司教座聖堂イグレジャ・カテドラルがない。また司教も甚だしい貧困とその職務を果すためにはどうしても避け

られない出費の故に、それを建てることは全く不可能である。またこの教会の保護者であるカトリック国王も、今までそれを建設していないし、それについて彼に書き送ってきたにもかかわらず、何時建ててくれるか判らない」<sup>(65)</sup>

ここでもセルケイラは、司教区が十分な経済基盤を持たないために、苦しい状態にある点を強調している。このように司教は、教皇に対して経済的援助をくり返し熱心に要請しているが、結局教皇からは、府内司教区にはっきりした形での援助はなかったようである。

右の報告書では国王からの俸禄二〇〇〇クルザドについては触れていない。それは、前述のようにこの頃は俸禄は給与されていたことによるものかも知れない。

## 十一

右に述べたように、司教セルケイラ自身は府内司教区の経済的窮状をさかんに関係各方面に訴えているが、これに対して、司教の総代理をつとめていたイエズス会士メスキータ<sup>(66)</sup>が、一六一三年三月十日付で長崎からイエズス会総会長に送った書翰には、次のように記されている。

「これまでにキリスト教界が〔経済的〕損害を蒙ったのを見たことがない。それどころかむしろ逆で、当地の司教も彼の教区司祭団も困窮してはおらず、むしろ彼らは物質的に非常に豊かであり、しかも日本人キリスト教徒たちの敬虔な信仰心と気前のよさのために、ますます豊かになっていき、(すでに何度か教皇に申し上げたように) 窮乏ではなしにむしろ物質的潤沢さが、彼らにとって精神的墮落の原因になりはせぬかと恐れる」<sup>(67)</sup>

メスキータは、日本人はヨーロッパやインドでは見られないほど宗教家に対して喜捨をもって経済的に支援する国民性だということを強調し、このような日本人の善行に経済基盤をおいた教会のあり方に持っていくべきだという主張をしており、<sup>(68)</sup> 右の記述もそのような主張の一環として行われたものだという点は、念頭におかねばならないであろう。ただ、こ

の当時の府内司教区の財政状態について、司教自身の訴えのみを基にして判断を下すことが妥当かどうかという疑問を、右のメスキータの書翰は抱かせる。同じメスキータの書翰には、次のような記述も見られる。

「巡察師がマカオに行つて後、管区長はわれわれに与えられる喜捨と贈与を受ける場合の受け取り方を若干改めようとした。それは、総会長猥下によって命ぜられ、認可を受けていたものであった。この喜捨と贈与は、ミサや埋葬等を行う代りにわれわれが受け取り、貧者たちに与えるものである。巡察師が充分調査されたように、それは何ら躓きにはならぬどころか、むしろ教化をすすめるものである。すぐに貧者たちに分配されるのを、キリスト教徒たちが見るからである。教区司祭たちの手に入ると、貧者たちを欺き、教区司祭を富ますのに役立つだけである。これを改めねばならないような理由は、何もないように思われる。ほとんどすべてのパードレは、貧者たちの父親のように、それを奇異に思った。しかし司教はそうでなかった。彼は自分の教区司祭たち（彼らにはすべてが有り余っている）をもっと優遇するために、われわれはそれほどの喜捨は受けたことがないような恩恵を施す。しかし、「イエズス会に関しては」その喜捨によって非常に清潔かつ慈愛をとめない、しかも教化的に大いに日本キリスト教界が助けられてきたことは確かである」<sup>(69)</sup>

司教と教区司祭が多く喜捨を受けて潤沢であったように記されている<sup>(70)</sup>。喜捨については、前引の各文書でセルケイラ自身も、司教区の財源調達のため喜捨に頼らねばならない面が大きいと記しているし、また事実、前述の通り日本人やポルトガル人の出資によって教区司祭の聖職禄が設定されており、その点では符合していると言える。ただメスキータは、府内司教区が経済的に極めて豊かであったと強調している。このような趣旨の記述をしているのは、私の知る限りメスキータのみである。セルケイラ自身の言い分とメスキータの記述するところはまるで食い違っているが、そのいずれが真実に近いのであろうか。この点さらに別の記録によって説明を試みたい。

一六一五年一月三日付マカオ発フランシスコ・パシエコの文書に、次のように記されている。

「イエズス会の立誓修士司祭にして、神が御許にお召しになっている日本司教ドン・ルイス・セルケイラの同伴者であ

った私フランシスコ・パシエコは、以下のことを証言する。彼の死後も私は彼のカーザにいて、その生前のように、彼が育てていた生徒たちに、今まで倫理神学を教授してきた。他の修道士たちと共に、われわれは福音の法の説教者の故に日本から追放された。私は彼のカーザにいたので、そこで起ったことすべてが判っている。それ故、私は以下のことを証言する。彼のすべての資産について、日本とシナの地域におけるわれわれのイエズス会の管区長パードレ・ヴァレンティン・カルヴァーリヨの命令によって財産目録が作られた。教区司祭団はこのカルヴァーリヨを司教区の統轄者に選出した。この財産目録は、教会の公証人によって作られたが、同管区長兼統轄者の命令によって、何人かの教区司祭と上述の司教の資産の会計係であり管理人であるわれわれイエズス会の修道士イルマン・バルタザール・コレアが、私とともに同公証人を助けた。彼はすべてを財産目録に入れた。上述の管区長兼統轄者が保管するよう命じたこの資産は、装飾品も本も聖画像も教会の日常用務の品も、売却されることなくすべて継承者のために保管されていることを、私は証言する。ただ、食糧品や、教会ではなくカーザの日常用務の品は売られた。管区長兼統轄者が、このような雑品は売却させてしまうように、と大勢の人々から忠告されて、そう命じたからである。痛んだり、継承者が着いた時に何も役に立たなかったりするからであり、またわれわれが追放された時に失われることが確かであるか、または少なくともその危険があるからであった。事実重要性の乏しいいくつかの品は、焼かれたり奪われたりする危険がある。またそうすることがすべて継承者の利益になると判断されたからでもある。彼は、毀れた品よりもそれを売って得た銀の方をよるこぶに違いなからである。というのは、日本ではそれらの品は大量に売られているので、継承者はその銀で自分に最も役立つ品を買わせることが出来るからである。

すなわち、一六一四年二月に長崎で死亡した司教セルケイラの遺品の処置についての証言である。装飾品・本・聖画像・教会の日常用務の品は次の司教のために保管され、食糧等は売却された、と記述されている。しかし、この証言が、セルケイラの遺産全体についてとられた措置を明らかにするためのものであるなら、そこには重要な事実が欠落している。

「一六一五年、本国における負債以外に、現在日本管区が負っていて必ず返済しなければならない負債」と題する記録に、次のように見えている。

「今年日本からプロクラドルのパードレが送ってきた会計報告によると、日本において流通銀<sup>フラタコシテ</sup>八〇八六タエル八コンドリンの負債がある。すなわち、いろいろな人に三九一七タエル五マス一コンドリン、孤児たちに二七四四タエル九マス三コンドリン、司教に一四二三タエル四マス四コンドリン。(中略)

マカオにおいてセダ銀六〇三四タエルの負債がある。すなわち、司教に対しては、売り払ったいくらかの彼の財<sup>フアット</sup>とヴィセンテ・ロドリゲスに渡した銀五九四タエル六コンドリンの負債がある。さらに、ヴィセンテ・ロドリゲスが渡し、イエズス会の負担で日本に送られた財<sup>フアセンガス</sup>四三三九タエル四マス七コンドリンの負債を同司教に負っている。(中略)

さらにゴアにおいて、日本司教に一二一三パタカの負債がある。司教はその地に銀でそれを持っていた。このかねを、パードレ・マノエル・ガスパルが昨年イエズス会の危険負担でそこから送ってきた。(中略)

司教に対する負債は全部で次の額になる  
 七〇六一タエル六コンドリン      セダ銀<sup>(72)</sup>」

すなわち、一六一五年現在日本イエズス会は日本司教に、日本において一四二三タエル四マス四コンドリン、マカオにおいて四九三三タエル五マス三コンドリン、ゴアにおいて一二一三パタカ、合計七〇六一タエル六コンドリン(セダ銀)の負債があったことが明らかになる。これが、一六一四年二月に死亡したセルケイラの遺産からの借財だということは、後出の一六二四年一月二十八日付ジョアン・ロドリゲスの書翰から明らかである。金額もロドリゲスがそこに記しているところと符合している。中でもマカオにおける負債が大半を占め、ことに四三三九タエル四マス七コンドリンの財が大口である。「財」<sup>フアセンガス</sup>とあるが、これが商品であったことは略間違いない。しかもそこに、イエズス会の代理人と言うべき立場で極東で商業活動を行っていたポルトガル商人ヴィセンテ・ロドリゲス<sup>(73)</sup>が関与していたことは興味深い。これは、セルケイラが行っていた商業行為の一端を示すものだと言えよう。ゴアにおける負債は、国王給与の俸禄が送付

されずにゴアにあったところを借用したものであろうか。

一六一六年三月十八日付長崎発イエズス会士スピノラの総会長宛て書翰に、次のように記されている。

「プロクラドールは昨年日本に僅かな生糸しか送ってこず、利息を払うにも足りなかった。このため負債がふえた。この負債は、すでに一万八九〇〇ドゥカドに達している。この数字には、日本司教の五〇〇〇(74)が含まれている。」

一六一六年三月十八日付長崎発スピノラの総会長補佐宛て書翰にも、次のように見えている。

「私がいくら勘定しても、われわれは日本国内だけで一万八九〇〇クルザドの負債を負っている。この勘定には、司教の約五〇〇〇が含まれている。この銀は、われわれが借りたものではなかった。昨年私は、マカオで投資された司教の商品を危険を冒してもたらすことをしなかった。それで、僅かばかりのわれわれの儲けでは、高利を支払うことは出来なかった。この高利はふえていき、管区にとって著しい損害となった。(75)」

右の二点の史料は、一六一六年三月現在日本イエズス会は一万八九〇〇クルザド（ドゥカド）の負債があり、この内五〇〇〇クルザドは司教のかね、すなわち司教に対する負債であった、ということを示している。一六一五年には七〇六一タエル余に上った司教に対する負債が、翌年には五〇〇〇クルザドに減少している。これは、この間に二〇〇〇クルザド余が返済された、という意味であろう。右の総会長補佐宛て書翰の方に、「昨（一六一五）年私（スピノラ）は、マカオで投資された司教の商品を危険を冒してもたらすことはしなかった。」と見えている。これは、この当時司教の資金によって府内司教区の資金調達のためにマカオ貿易が行われていたこと、そしてそれが、イエズス会のマカオ長崎間貿易ルートで行われていたことを示すものである。これは、当時の府内司教区の管理者がイエズス会士であったことを考えれば当然のことと言えるが、前述の通り、このようなことはすでにセルケイラの時代から行われていたと言っている。日本司教に対するイエズス会の債務についてであるが、一六二四年一月二十八日付マカオ発ジョアン・ロドリゲスの総会長宛て書翰に、次のよう記述されている。



「彼〔フランシスコ・ヴィエイラ、一六一五—一六一九年日本とシナの巡察師〕の時代に、われわれが日本司教に負っていた負債の七〇〇〇クルザドが返済された。これは司教ドン・ルイス〔セルケイラ〕が死後に遺したものであるから、われわれが費した分であった。」<sup>(76)</sup>

すなわち、前述の通り日本イエズス会が司教セルケイラの遺産から七〇〇〇クルザド（前引史料には七〇六一タエル余とあった。ここではタエルとクルザドが略同価値の通貨単位として使用されている、と言ってよい）を借用したこと、そして巡察師ヴィエイラがこれを全額返済したことが明らかになる。約七〇〇〇クルザドの負債は一六一六年三月現在五〇〇〇クルザドに減少していたのであるから、その後一六一九年までの間にこの五〇〇〇が返済されたことが判る。

「一六一七年マカオから日本への積荷」(イエズス会士マノエル・ボルジェス)と題する文書に次のように見えている。

「上述のすべての生糸の収益から、日本において元金とレスポンデンシア四〇パーセント、すなわち流通銀三五七九タエル五マス九コンドリンが支払われるものとする。(中略)さらに日本において、上述の生糸の収益から、流通銀九四二タエルが日本の教区司祭たちの礼拝堂付き司祭の聖職禄に支払われるものとする。これは、日本司教の財の負担で支払われるものとする。われわれは、これだけの金額を、われわれが当地マカオで上述の日本司教の継承者に対して負っている負債から、差し引かねばならない。」<sup>(77)</sup>

この史料によって次の事実が判る。

一、一六一七年初の冬季以前に、日本イエズス会はレスポンデンシアで借り入れた銀をマカオに送った。

二、この銀で仕入れた生糸が一六一七年夏日本にもたらされたが、その売上げの内、借用した元金と利息(四〇パーセント)の合計三五七九タエル余(流通銀)が返済された。

三、売上げの残余の中から九四二タエルが日本の教区司祭たちに、礼拝堂付き司祭の聖職禄として支払われた。「日本司教の財の負担で」とあるのは、この九四二タエルは日本司教の資産として教区司祭に渡す、という意味であろう。この

日本司教とは、勿論セルケイラのことであろう。すなわち、日本イエズス会が借財して仕入れた生糸の売上げから九四二タエルを日本の教区司祭に渡すことによって、その分を日本司教に対する負債の返済に充てたことが判る。文面は、九四二タエルだけ、日本司教の継承者に負っている負債から差し引く、となっており、いささか疑義がある。セルケイラに対する債務がそのまま継承者にうけつがれた、ともとれるし、セルケイラの死後あらたに府内司教区から借財をした、とも解釈出来よう。ただ、司教セルケイラの遺産から日本イエズス会が借用した約七〇〇〇クルザドを巡察師ヴィエイラが返済しつつあった最中のことであるから、これは前者の意味に解するのが妥当のように思う。そして、そうだとすると、この史料は、日本イエズス会が司教に負っていた多額の負債を、巡察師ヴィエイラが中心となって貿易収入によって返済していったことを、明らかにするものである。一六一九年九月二十五日付長崎発イエズス会士コロスの総会長補佐宛て書翰は、巡察師が積極的に商業活動をすすめたこと、それは管区の負債を返済するためであったが、それだけでなく彼の個人的消費のためのかねも蓄積されていたこと、などを明らかにしているが、右のボルジュエスの文書はこの前半は裏付けていると言える。

なお、前述の通り、司教セルケイラ・ポルトガル商人・村山当安・聖ペドロ信心会等の出資で、何人かの教区司祭に対して聖職禄が設定されていたが、その後、このように貿易収入がそこに組み込まれ、それらの収入によってこの聖職禄が維持されていたことが判る。

以上述べてきたところから、巡察師ヴィエイラは司教に対する負債約七〇〇〇クルザドを、主として貿易収入によって返済したことが推定出来るが、ここでセルケイラの遺産の膨大な点注目に価する。そしてこのことに着目すると、前引一六一三年三月十日付メスキータの書翰に記されているところが真实性を帯びてくる。前引一六〇七年十月十日付セルケイラの書翰によると、その当時彼は四〇〇〇タエル以上の負債を負っていたが、それが一六一四年に死亡した時には一転して莫大な遺産を残したことになる。前述の通り、負債はあったがそれと同時にいつでもこれを返済出来るだけの資産を持

っていたこと、国王給付の俸禄が比較的順調に支給されるようになったこと、貿易収入が大きかったこと、およびメスキータも前引の書翰で述べているように、相当多額な喜捨が行われたこと、などがその理由として挙げられるのではないであらうか。

カルヴァーリョの「弁駁書」(一六一七年)に次のように記されている。

「総会長は六年前にこの服務規定の掟を定めた。ローマからこの掟の文書が届くや、直ちに日本において他人の財フアットから完全に手をひいた。そしてわれわれは、司教ドン・ルイス・セルケイラの財フアットも、他の何人の財も、われわれのルートでマカオに送ろうとはしなかった。われわれにそれを求める人々に対しては、上述の文書を理由に断(79)った。」

六年前の総会長の服務規定の掟というのは、一六一一年夏以前に日本に届いた貿易の仲介幹旋禁止令のことである。(80)これによって、その後は司教セルケイラのかねも扱われないようになった、と記されている。ということは、それ以前はイエズス会士が司教のための貿易仲介をかなり行っていたことを物語るものであり、それが司教区財政にとって重要な収入源の一つであったのではないか、ということを推測させる。

府内司教区と貿易との関りについては、一六一八年九月十九日付日本発フランシスコ・ヴィエイラの総会長宛て書翰に、次のように記されている。

「日本キリスト教界のパードレたちにとって必要な維持費や同教界が要するその他の経費のために、教皇聖下や国王陛下の承認を得てマカオから日本に糸や反物の形で送られる生糸に対して共同の投資が行われているが、それ以外に日本の上長たち、長崎や京都ミヤコの院長レイトルたちの大部分、およびその他レジデンシアの上長や田舎イナカ(インディアの他のキリスト教界においては村の小教区教会と呼ぶ教会のことを、当地ではこのように呼んでいる)の小教区主任代行司祭ガのうち何人かの者は、可能な限り商業行為に精を出し、不正利得を得ていた。(81)」

これは日本教会が行なった非公認の商業活動について記述しているものであるが、その商業活動を行なった者として小

教区主任代行司祭が挙げられている。イエズス会の場合と違い、府内司教区は貿易を許可されたことはなかった筈であり、したがって同教区が行う商業はすべて非公認であったことになる。貿易が司教区にとって重要な収入源であったことは、右のヴィエイラの書翰からも窺うことが出来る。

## 十二

ところで、ゴアのサルセッテで給与する旨定められていた二〇〇〇クルザドの俸禄についてであるが、一六一六年一月九日付リスボン発国王のインド副王宛て書翰には、日本司教からミサ用の葡萄酒が不足しているという訴えがあったことを記した後で、次のような指令が与えられている。

「この件について貴下に情報を求めたい。また同司教が有する俸禄と贈与金についても知らせてもらいたい。また、そこにイエズス会修道士以外の教区司祭や在俗司祭の司教座聖堂参事会が存在するかどうか、および日本の同修道士たちが有する俸禄とレンダについても知らせてほしい。これに関して得た情報と貴下の見解を具申されたい。もしも、上述の司教に対してこの俸禄を与える必要がある、ということが貴下に明らかになったら、遅延せず給与すること。」<sup>(82)</sup>

右のような指令を副王に与えた国王は、その直後の一六一六年三月十四日付リスボン発インド副王ドン・ジェロニモ・デ・アゼヴェード宛て書翰には、次のように記述している。

「日本に駐在する司教と修道士たちの俸禄を確実に支払うのが、神と朕に対する奉仕にとって適切なのであるから、貴下がそれを行うこと、しかもこれが他のすべてに先んじて行われることを嘉納し、そのように命ずる。また、朕がその俸禄を設定するよう命じたサルセッテの村において、それを彼らに支払うように貴下が命じなかった理由を、最初の便で朕に報ずるように。」<sup>(83)</sup>

このように、国王はここでも、日本司教に対する俸禄二〇〇〇クルザドを規定通り確実に支払うことを副王に命じてい

るが、それと同時に、副王がこの俸禄をサルセツテで支払うことに反対しているという情報が入ったようで、その理由を副王に問い質している。この件は、次の一六一七年二月二十一日付リスボン発国王の勅令アルヴァラに記されていることが関わっていたのかも知れない。

「かつて朕は、何通かの勅令プロバイザンを發布させて、その中で明らかにされている理由から、サルセツテの地の収入を、ゴアの河岸においてかの「インド」領国の艦隊およびこの王国から行くナウ船の修繕に要する経費に充てることを命じた。この経費をまかなうために確実な収入を確保するのが正当であるから、それらの勅令が絶対に遵守されるのを嘉納し、これを命ずる。(中略) 朕は同領国の副王または総督に対し、現在および将来にわたって上述の勅令を確実に実施するよう命ずる。そしてこの「サルセツテの」レンダに設定されている俸禄オルデナードスは、克蘭ガノル大司教と日本司教の俸禄を除き、確実に支払われる別の場所に設定するよう命ずる。」<sup>(84)</sup>

すなわち、かつて国王が、インド領国の艦隊建造およびナウ船修繕の経費にサルセツテでの収入を充てるよう命じていたことが原因で、インド副王は、日本司教の俸禄をサルセツテで支払うことに難色を示した、と言えるのではないであろうか。その影響であろうか、一六一九年二月十六日付ゴア発インド副王の国王宛て書翰によると、日本司教に対する贈与金ドテ五〇〇クルザド、俸禄メルセ一五〇〇クルザド、すなわち合計二〇〇〇クルザドのかねは、一六一三年以降支払われていなかったようである。<sup>(85)</sup>そこで、それに対して国王は、右の勅令の中で、克蘭ガノル大司教と日本司教の俸禄については、従来通りサルセツテで支給しつづけることとし、その他についてはサルセツテ以外の適当なところにあらためて設定することを命じている。これは矢張り、国王が日本教界のことを相当に重視していた現われと受け取ってよいであろう。

国王は、一六一七年三月十日付リスボン発インド副王宛て書翰においても同様、サルセツテに設定されている俸禄オルデナードス・エ・オルデイナリアスは他の所に移すことと、克蘭ガノル大司教と日本司教の俸禄のみは、従来通りサルセツテのレンダから支払うことを命じている。<sup>(86)</sup>

一六一八年四月三日付リスボン発国王のインド副王宛て書翰には、次のように見えている。

「日本司教は、自分への俸禄を以前朕が設定した<sup>オルデナートス</sup>レナウレン村において支払ってくれるよう命じてもらいたい旨、朕に要請してきた。また、この俸禄は支払いが滞っており、その金額は俸禄の支払いが停止したことによって判明するので、この「ベナウリン村への」設定以外に、その延滞分を支払うよう命じてもらいたい、と要請してきた。かの「日本」教会が現在陥っている難局を改善するためである。彼の要請は正当であるから、朕はこれを嘉納し、この趣旨に反するいかなる命令があろうと、同俸禄が設定されている同ベナウリン村にこれを定め、そしてその俸禄の内滞っている分があったら、上述の村または余分がある他の所で確実に彼に支払って債務を返済するよう命ずる。」<sup>(87)</sup>

この書翰は、日本司教からの要請に依りて、毎年二〇〇〇クルザドの俸禄と過去に支給が滞っている分とを確実に支払うよう命じているもので、内容にとくに目新しいところはないが、ただこの俸禄がサルセッテのベナウリン村からの収入が充てられていたことを明らかにする史料は少ないので、その点重要である。

国王からの書翰を受け取ったインド副王は、一六一九年二月十一日付ゴア発国王宛て返信を認めたが、そこには、国王の命令通り、サルセッテに設定されていた各俸禄はすべて除いたが、日本司教の俸禄は従来通りとし、そこに何ら変更を加えなかったことなどが記述されている。<sup>(88)</sup>

ところが、一六一九年三月十六日付マドリード発国王のインド副王宛て書翰には、次のように記されている。

「リスボアの首座大司教<sup>アルセビスピオトリマス</sup>ドン・フレイ・クリストヴァンは、昨年の便で朕に次のように書き送ってきた。朕は、毎月サルセッテで二六一パルダオを彼に支払うよう命じた。これは、彼への支払いが設定されているバルデスのレンダにおける彼と彼の司教座聖堂参事会に対する支払いには含まれないものとした。これらすべての支払いで、朕の主君であり父である国王が贈与<sup>ドテ</sup>金としてかの「リスボン」教会の高位聖職者たちに与えた毎月一〇〇〇パルダオの額が充たされた。しかし、当地から貴下が乗船していったナウ船で、サルセッテにおいて克蘭ガノル大司教と日本司教以外には支払いをして

はならない、という命令が行った。そこで、彼に対する支払いについて送られた第一の命令を実行するよう命ずるのを嘉納するよう、朕に要請している。朕は、同大司教の良き行動の故に、すべてにおいて彼に満足がいくことを望んでいるので、彼に対して確実に支払いを行うように命ずること、およびクランガノル大司教と日本司教の上述の俸禄が確実に支払われるようにするには何処に設定するのがよいか朕に勧告してくれること、を貴下に要望する。」<sup>(89)</sup>

すなわち、リスボンの首座大司教の俸禄が新たにサルセッテで給与されることになったので、クランガノル大司教とともに日本司教の俸禄も何処か別の適当な所で支払うようにした方がよい、との判断から、その給付場所について副王に意見を求めたものである。

これに対して、一六二〇年二月四日付ゴア発インド総督フェルナン・ダルブケルケの国王宛て書翰に、次のように記述されている。

「去る十二月十九日に、リズボアの首座大司教ドン・フレイ・クリストヴァンに対し、この指令（一六一九年三月十六日付国王のインド副王宛て書翰のことか）<sup>オルデナードス</sup>が取り上げている彼の俸禄の残余を、以前設定した通りサルセッテの地で支払うことにする、という勅令<sup>プロバイザン</sup>が発せられた。その勅令の中には、この指令と国王陛下<sup>アロワインエス</sup>が彼に宛て書き送らせた別の指令とが含まれた。クランガノル大司教と日本司教の俸禄もまた、国王陛下<sup>アロワインエス</sup>の勅令と命令とによって、これら（サルセッテ）のレ نداにおいて支払われている。それは、首座大司教への支払いとぶつかることはない。これを分けることは私には出来ないし、また彼らに支払うことが出来るような確かなレ نداを別に指定することも出来ない。というのは、すべてのレ نداが、その他の報奨金<sup>テンサス</sup>や俸禄<sup>オルデナードス</sup>の設定ですでに一杯になっているからである。」<sup>(90)</sup>

この総督の文書により、おそらく一六一八年十二月十九日に、リスボンの首座大司教の俸禄をサルセッテの地で支払うという勅令が出されたことが判る。そして、このように首座大司教の俸禄がサルセッテで支払われることになったのにもなつて、クランガノル大司教と日本司教の俸禄の支給地として、サルセッテ以外の何処がよいか意見を求めた前引の国

王書翰に対して、他の地で設定するのは不可能だとして、同じサルセッテで今後も給与をつづけていくことは可能だという趣旨のことを述べている。この総督の書翰が送られて以後の経緯については確かなところは判らないが、その後も引つづき日本司教への俸禄二〇〇〇クルザドはサルセッテで給与されていたのではないかと思う。

### 十三

一六二六年十一月二十一日付マカオ発ジョアン・ロドリゲス（イエズス会のマカオ駐在プロクラドル<sup>(91)</sup>）の総会長宛て書翰には、キリシタン宣教師のものをポルトガル船で送ると対日貿易が停止される恐れがあるため、マカオ市がイエズス会巡察師に対して、会員は何人も手紙を認めないよう要望したことを伝えた上で、次のように記述されている。

「それ故、管区長の更迭に関する巡察師の書翰、およびわれわれ会員に対する補給とそれをどのようにして会員に与えるかということ、さらには日本司教がかの地に毎年分割して送る施し<sup>エスモラス</sup>について、私がプロクラドルと准管区長に宛てた書翰しか送られなかった。日本司教は、今年一五〇〇クルザドを送った。これは一年分の俸禄<sup>オルテナード</sup>の金額であろう。私は彼の代理人であるから、それを引き受けている」<sup>(92)</sup>

これは、日本の役人の目を逃れるため、この年マカオから日本に、管区長人事についての巡察師の書翰と、財務に関するマカオ駐在プロクラドルの書翰のみが送られたことを伝えているものであるが、そこに見えている日本司教の俸禄についての記事は注目に価する。ここに記されているマカオに滞在している日本司教というのはディオゴ・コレア・ヴァレンテのことであるが、彼は府内司教区の資金をマカオに貯えおいて、そこから毎年日本に送金していたことが判る。この基金は、国王からの俸禄や貿易収入、さらには喜捨などから成っていたものであろう。一六二六年は一五〇〇クルザドが送金されたが、毎年この位の額が送られていたことが、右の書翰の文面から窺える。このことは、サルセッテにおける俸禄二〇〇〇クルザドが曲形にも給与されてマカオに送られ、そして最終的には日本まで届いていたことを推測させる。そ



れだけでなく、このロドリゲスの書翰は、府内司教区の資金の管理にイエズス会のマカオ駐在プロクラドルが司教の代理人として関与し、日本への送金にしても、マカオ駐在プロクラドルから長崎駐在プロクラドルへのルートで送られていたことを明らかにする。これは、冒頭に記したように、この時司教ヴァレンテはインドに行つて不在であったので、その間の措置か、あるいは常時そうであったものか明らかではないが、私は後者の可能性が強いように思う。いずれにせよ、府内司教区と日本イエズス会とが経済面で終始緊密に結びついていたことが、ここでも窺える。

## 十四

以上記述してきたところを纏めると、次の通りである。

- 一、司教の日本着任以前に、同司教職は一〇〇〇ドゥカド相当の資産をインドに所有していた。これはかねと織物とから成り、イエズス会インド管区長が保管していた。同管区長がそれを流用してしまったこともあった。
- 二、スペインポルトガル国王は、一五八八年日本司教モラエスに毎年五〇〇クルザドをインドで給与することにした。
- 三、同国王は、日本司教マルティンスに毎年二〇〇〇クルザドを、恐らくゴアのサルセッテで給与することにした。
- 四、同国王は、日本の補佐司教セルケイラにリスボン出発から司教位継承まで、毎年六〇〇クルザドを給与することにした。これは、ゴア市における金の国庫収入の中から給与することに定められた。
- 五、国王は、セルケイラの日本司教位継承後、彼にもマルティンスと同様二〇〇〇クルザドを給与することにした。ゴアのサルセッテのベナウリン村の収入をそれに充てた。
- 六、マルティンスへの給与は滞った。彼はその旨を国王に訴えた。
- 七、セルケイラへの給与については、司教着任後六年を経た一六〇四年まで、全く支給されなかった。彼はその旨を国王に訴えた。その後一六一〇年頃には給与されていた。ただし、二〇〇〇クルザドの額も、マカオに届く時には、両替・

運賃・シナ政府への税金、そしてこのかねについての折衝、かねの受納・送金等に当たったゴア駐在プロクラドル関係の経費等のため、一二八〇クルザド位に減額した。

八、国王は一五九〇年代半ば以降、くり返し、日本司教の俸禄の完全給与と滞っている分の支給を、インド副王とポルトガル駐在副王に命じた。

九、国王は俸禄の外に、一〇〇〇クルザドの喜捨を一回日本司教に行うよう、インド副王に命じた。しかし、一六〇六年十月現在このかねは司教の許に届いていなかった。

十、日本司教は日本に確固とした経済基盤を持たず、独自の教会もカーザもない有様で、その活動の多くの面でイエズス会に依存した。

十一、司教の許にイエズス会のイルマンがいて、司教区関係の会計係をつとめていた。

十二、府内司教区の資産はマカオに貯えおかれ一定額づつ日本に送られ、あるいは投資されていた。イエズス会のマカオ駐在プロクラドルが、司教の代理人としてその管理・運用等に関与していた。

十三、日本司教にとって、重要な収入源の一つは貿易であった。イエズス会士に貿易を委託することもあった。この方は、一六一二年以降はイエズス会が応じない方針に変わった。教区司祭も貿易を行い、大きな利益を上げた。

十四、セルケイラはローマ教皇にも経済援助を求めた。とくにセミナリオ運営のための財源について、援助を要請した。しかし、教皇からは、はっきりした形での援助はなかったようである。

十五、府内司教区の関係者は、一六〇六年七月現在、孤児の基金からレスポンデンシアで借財をしていた。また司教セルケイラは、一六〇七年十月当時四〇〇〇タエル以上の負債があった。もっとも、同時にその借金をいつでも返済出来るだけの資産を持っていた。

十六、府内司教区はその後各種の収入がふえ、財務内容がかなり潤沢になったようである。一六一三年当時、在日イエズ

ス会士の中には、府内司教区は司教も教区司祭団も非常に豊かであって、しかもますます富裕になっていく。これが精神的墮落の原因になりはせぬか危惧される、といった声すら聞かれた。日本人やポルトガル人からの喜捨も一時期相当に行われたようである。

十七、司教セルケイラが死亡した時点迄の教区司祭の聖職禄の状態は次の通りである。

ロレンソ・ダ・クルス——当初セルケイラから毎年おおよそ六〇タエルの礼拝堂付き司祭の聖職禄を受けたが、一六一一年村山当安が建てた聖ペドロ教会の主任司祭になってからは、当安の設定した聖職禄を受けた。この聖職禄は、当安が提供した資金を商業活動に投資運用して上がる収益等で賄われた。

フランシスコ・アントニオ村山——聖アントニオ教会主任司祭として聖職禄を受けたが、その財源は不明である。

ミゲル・アントニオ——ポルトガル商人たちが建てた聖母マリア教会の主任司祭となるが、恐らくその建設のために出資したと思われる二人のポルトガル人が設定した聖職禄を受けた。この聖職禄の調達のためにレスポンデンシアで銀を借り入れたようである。それは即ち、貿易を行っていたことを意味する。

パウロ・ドス・サントス——聖ジョアン教会主任司祭として聖職禄を受けたが、その財源は不明である。

ジョアン・ルイス——聖ペドロ教会主任司祭の補佐であった。聖ペドロ信心会の設定した聖職禄を受けたものと思う。

ペドロ・クレメンテ——聖アントニオ教会主任司祭の補佐。独自の聖職禄を持たず。

トマス・ドス・アンジョス——司教のカーザ内の礼拝堂付き司祭。独自の聖職禄を持たず。

なおポルトガル人アントニオ・ガルセスも、毎年五〇〜六〇タエルの収入になる礼拝堂付き司祭の聖職禄を設定する意向を、一六〇六年七月までに表明していた。

一八、一六一四年二月のセルケイラの死後遺された遺産の中から、イエズス会は約七〇〇〇クルザドを借り入れた。借用した場所は日本、マカオ、ゴアであったが、この内マカオにおける借入れがその大半を占めた。しかもその内商品が大

部分であった。

十九、フランシスコ・ヴィエイラが巡察師であった期間に、主に貿易収入によってこの負債をすべて返済した。すなわち、一六一六年三月までに二〇〇〇クルザドを返し、その後一六一九年までに残りの五〇〇〇クルザドを返済した。二十、国王給付の俸禄二〇〇〇クルザドは、一六一三年以降少なくとも一六一九年までは支払われなかった。二十一、恐らく一六一八年に、リスボン首座大司教の俸禄が新たにサルセッテで給与されることになったのにもなつて、日本司教の俸禄の給付地を他に移すことが国王とインド副王との間で問題になったが、結局従来通りに給与することに落ち着いたようである。その後も引つづきゴアのサルセッテで支給されたものと思われる。

註

- (1) 以下述べるように、日本には一五八八年豊後府内に司教区が設置された。これは日本キリシタン教界全体を包括するものであったので、府内司教は一般に日本司教と呼ばれ、また自いもさう称することの方が多かった。
- (2) M. Teixeira, *Macau e a sua diocese*, II, *Macau*, 1940, pp. 55~107. H・チースリク「キリシタン時代における司教問題」(『キリシタン研究』九輯)三六六~四三六頁。  
J. F. Schütte, *Monumenta Historica Japoniae I*, Roma, 1975, pp. 384, 1147, 1149, 1151, 1152, 1230, 1242, 1317.
- (3) *Archivum Romanum Societatis Iesu*, *Jap. Sin.* 11-1, f. 121.
- (4) *Jap. Sin.* 11-1, f. 121v.
- (5) 一五八〇年八月十五日付長崎発、ヴァリニャーノのイエズス会総会長宛て書翰。 *Jap. Sin.* 8-1, f. 277v. J. L. Alvarez-Kirishitan 時代における府内司教区の経済基盤について
- (6) Taladriz, "La confirmación (1580) de la donación de Nagasaki (1570)", 『天理大学学報』九八輯、八七頁。
- (7) *Jap. Sin.* 11-1, f. 121v.
- (8) *Jap. Sin.* 11-1, f. 173; 11-II, f. 286. 一五九二年十一月六日付マカオ発ヴァリニャーノの総会長宛て書翰でも、いずれ日本に着任すべき司教の關係の多額の経費がイエズス会の負担にかかってこないように、司教が確実なレントラを持つようにする手段について、日本から書き送った、と見えてゐる。  
(*Jap. Sin.* 11-II, f. 331v.)
- (9) *Archivo Portuguez Oriental*, 3, *Nova-Goa*, 1861, p. 159.
- (10) *Ibid.*, 5-3, *Nova-Goa*, 1866, p. 1296.
- (11) *Ibid.*, 5-3, pp. 1298, 1299.
- (12) *Ibid.*, 5-3, pp. 1296, 1297.
- (13) *Tratado de todos os vice-reis e governadores da*

- India, 1962, p. 132.
- (13) Ibid., p. 131.
- (14) Archivum Romanum Societatis Iesu, Goa 14, f. 17.
- (15) Jap. Sin. 13-1, f. 35.
- (16) Jap. Sin. 13-1, f. 35v.
- (17) Jap. Sin. 13-1, f. 35v. 以上註(15)(16)(17)の文書は、高瀬弘一郎「キリシタン教会の貿易活動——マカオ—長崎間以外の貿易について——」(『キリシタン研究』十八輯)二七二—二七四頁に訳出。
- (18) Arquivo Histórico do Estado da Índia, Livros das Monções n.º 3-B, ff. 490~495. Filmoteca Ultramarina Portuguesa 所蔵のマイクロフィルムに於て。Arquivo Portugal Oriental, 3, p. 513.
- (19) Livros das Monções n.º 4, ff. 758~763. Filmoteca Ultramarina Portuguesa. Arquivo Portugal Oriental, 3-2, Nova-Goa, 1861, pp. 688, 689.
- (20) Livros das Monções n.º 2-B, ff. 430~435. Filmoteca Ultramarina Portuguesa. Arquivo Portugal Oriental, 3-2, p. 803.
- (21) Ibid., 5-3, p. 1299.
- (22) Livros das Monções n.º 7, f. 67. Filmoteca Ultramarina Portuguesa.
- (23) Livros das Monções n.ºs 9, 10, 11, f. 48. Filmoteca Ultramarina Portuguesa.
- (24) Arquivo General de Simancas, Secretarías Provinciales, libro 1491, f. 31v.
- (25) Arquivo General de Simancas, Secretarías Provinciales, libro 1494, f. 64.
- (26) Documentos remetidos da Índia, I, Lisboa, 1880, p. 83.
- (27) Real Academia de la Historia, Cortes 565, f. 45v.
- (28) Cortes 565, f. 45v. H・チースリク「日本における最初の神学校」(『キリシタン研究』十輯)二九頁。
- (29) Jap. Sin. 14-1, ff. 182av, 182b. 高瀬弘一郎『イエズス会と日本』一、岩波書店、一九八一年、三三〇頁。
- (30) Jap. Sin. 14-1, f. 116v.
- (31) V. Carvalho, Apologia, n. 101. Biblioteca Nazionale Centrale Vittorio Emanuele II, Fondo Gesuitico 1469.
- (32) Real Academia de la Historia, Jesuitas, Legajo 22, f. 262. Biblioteca da Ajuda, 49-V-5, f. 524. (東大史料編纂所架蔵複製写真)。
- (33) J. F. Schütte, op. cit., p. 1159.
- (34) Cortes 566, f. 293.
- (35) H・チースリク「セルケイラ司教の報告書」(『キリシタン研究』十三輯)三五八頁。
- (36) Jap. Sin. 20-1, ff. 171v, 172.
- (37) 一五九八年三月十六日付リスボン発國王のインド副王に

・フランシスコ・ダ・ガマ宛て書翰に、次のように見えてい  
る。

「新たに改宗したキリスト教徒たちから十分の<sup>ディシモス</sup>一税の支払  
いを免除してほしい旨の要請が朕にあった。かつて朕は、勅  
令によって一五年間その支払いを免ずることを嘉納し、その  
後この改正を命じた。朕は、すでに改宗した上述のキリスト  
教徒および新たに改宗する者に、終生十分の一税の支払いを  
免ずることを嘉納する。それは、これを機会に異教徒たちが  
より一層われわれの聖信仰に改宗して、洗礼の聖水を受ける  
決意をするように、との配慮からである。」(Livros das  
Monções n.º 2-B, f. 484. Filmoteca Ultramarina Por-  
tuguesa.)

このように、国王は確かにインド領国における十分の一税  
を免じている。

- (38) Jap. Sin. 20-I, f. 137. H・チースリク「セルケイラ司教  
の報告書」三二八頁。
- (39) Jap. Sin. 20-I, f. 137v. H・チースリク、同右、三三二頁。
- (40) Jap. Sin. 20-I, f. 138. H・チースリク、同右、三三三頁。
- (41) Jap. Sin. 21-I, f. 146.
- (42) Jesuitas, Legajo 22, f. 262. Biblioteca da Ajuda, 49-  
V-5, f. 524. (東大史料編纂所架蔵複製写真)。
- (43) Jesuitas, Legajo 22, f. 262v. Biblioteca da Ajuda, 49-  
V-5, f. 525v. (東大史料編纂所架蔵複製写真)。なおこの記  
事は、マドリード滞在中の柳田利夫氏が、Real Academia  
キリシタン時代における府内司教区の経済基盤について

de la Historia において筆者のために筆写して送付され  
た。

- (44) Jap. Sin. 21-I, f. 215. 高瀬『イエズス会と日本』一、三七  
四頁。
- (45) Jap. Sin. 21-I, f. 216v. 高瀬、同右、三八〇・三八一頁。
- (46) Jap. Sin. 20-I, f. 171, 171v.
- (47) Jap. Sin. 21-I, f. 157v., 158.
- (48) Jap. Sin. 21-I, f. 120.
- (49) H・チースリク『キリシタン時代の邦人司祭』キリシタン  
文化研究会、昭和五六年、四二一〜四二六頁。
- (50) Cortes 565, f. 45, 45v.
- (51) Jesuitas, Legajo 22, f. 262. Biblioteca da Ajuda, 49-  
V-5, f. 524v. (東大史料編纂所架蔵複製写真)。
- (52) Jesuitas, Legajo 22, f. 262v. Biblioteca da Ajuda,  
49-V-5, f. 525. (東大史料編纂所架蔵複製写真)。
- (53) Jesuitas, Legajo 22, f. 262. Biblioteca da Ajuda, 49-  
V-5, f. 524v., 525. (東大史料編纂所架蔵複製写真)。
- (54) V. Ribeiro, Bispos portugueses e jesuitas no Ja-  
pão, Lisboa, 1936, p. 49. 岡本良知訳「ルイス・セルケイラ  
の三書翰」(『キリシタン研究』二輯)四四・四五頁。H・チ  
ースリク『キリシタン時代の邦人司祭』二二一・二二二頁。
- (55) ポルトガル、ジャンク船のカピタンとして一五八二年八月  
十二日口ノ津に渡来し、それ以来長崎に居住した。一六〇五  
年一月十三日長崎において、スペイン系托鉢修道士の日本に

- おける活動等についての、イエズス会日本準管区長と司教セルケイラの証言聴取に証人の一人として証言を行なっており、イエズス会や日本司教と緊密な関係にあったことを推測させる。(岡本良知『十六世紀日欧交通史の研究』原書房、昭和四九年、四三二頁。C. R. Boxer, *The Great Ship from Amacon*, Lisboa, 1959, p. 45. J. F. Schütte, *Introductio ad Historiam Societatis Jesu in Japonia*, Romae, 1968, pp. 459, 922. *Jap. Sin.* 21-II, f. 80v.)
- (96) *Jesuitas, Legajo 22, f. 263. Biblioteca da Ajuda, 49-V-5, f. 526v.* (東大史料編纂所架蔵複製写真)。
- (97) V. Ribeiro, *op. cit.*, pp. 48, 49. 岡本良知訳「ルイス・セルケイラの三書翰」四四頁。H・チースリク『キリシタン時代の邦人司祭』二二二頁。
- (98) V. Carvalho, *Apologia*, n. 147.
- (99) J. F. Schütte, *Monumenta 1, p. 706. H・チースリク『キリシタン時代の邦人司祭』四二二〜四二九頁。*
- (99) *Jap. Sin.* 21-II, f. 227, 227v.
- (19) Cortes 565, f. 45v. 註(89)。
- (29) J. Wicki, *Documenta Indica*, XIII, Romae, 1975, p. 602. J. Wicki & J. Gomes, *Documenta Indica*, XIV, Romae, 1979, pp. 87, 443, 789.
- (39) *Documentos remetidos da Índia*, II, Lisboa, 1884, p. 208.
- (49) *Livros das Monções n.º 12, ff. 101-104. Filmoteca Ultramarina Portuguesa. Documentos remetidos da Índia*, III, Lisboa, 1885, p. 130.
- (59) *Jap. Sin.* 21-II, f. 280. H・チースリク「セルケイラ司教の報告書」三四〇頁。
- (66) 一六〇五年三月十日付長崎発メスキータの総会長宛て書翰に、「私は司教の総代理である。」(*Jap. Sin.* 36, f. 7) と見えし事。
- (67) *Jap. Sin.* 36, f. 21.
- (68) 高瀬弘一郎『キリシタン時代の研究』岩波書店、一九七七年、三五三〜三五八頁。
- (69) *Jap. Sin.* 36, f. 21v.
- (70) 僅かな事例であるが、一六〇六年七月十九日付長崎、司教セルケイラの遺言状に、「情報によると、ジョアン・ゴメスは、私が聖品を授けた時に、マカオに資産を持って来た。」(*Jesuitas, Legajo 22, f. 262. Biblioteca da Ajuda, 49-V-5, f. 524v.* 東大史料編纂所架蔵複製写真) といった記事が見られる。
- (71) Cortes 566, f. 293.
- (72) *Biblioteca da Ajuda, 49-V-7, f. 95.* (東大史料編纂所架蔵複製写真)。高瀬弘一郎『キリシタン時代の研究』二四四〜二四五頁。
- (73) 高瀬、同右、二六〇頁。
- (74) *Jap. Sin.* 36, f. 179v.
- (75) *Jap. Sin.* 36, f. 181, 181v.

- (76) Biblioteca da Ajuda, 49-V-6, f. 154v. (東大史料編纂所 架蔵複製写真)。高瀬『キリシタン時代の研究』二二五頁。
- (77) Biblioteca da Ajuda, 49-V-7, f. 109, 109v. (東大史料編纂所架蔵複製写真)。岡本良知「投銀に関する特殊の資料」(『社会経済史学』五卷六号)八九・九〇頁。
- (78) Jap. Sin. 35, f. 131. 高瀬『イエズス会と日本』一、五〇五・五〇六頁。
- (79) V. Carvalho, Apologia, n. 95. 高瀬『キリシタン時代の研究』五七五頁。
- (80) 高瀬、同右、五六七～五七〇・五七八・五七九頁。
- (81) Jap. Sin. 17, f. 154. 高瀬『イエズス会と日本』一、四六九・四七〇頁。
- (82) Documentos remetidos da Índia, III, p. 359.
- (83) Ibid., III, p. 490.
- (84) Ibid., IV, Lisboa, 1893, pp. 13, 14.
- (85) Ibid., V, Lisboa, 1935, p. 142.
- (86) Ibid., IV, pp. 41, 42.
- (87) Ibid., V, pp. 142, 143.
- (88) Ibid., V, p. 143.
- (89) Ibid., VI, Lisboa, 1974, pp. 224, 225.
- (90) Ibid., VI, pp. 225, 226.
- (91) M. Cooper, Rodrigues the Interpreter, New York, 1974, p. 325.
- (92) Jap. Sin. 18-I, f. 71, 71v.

キリシタン時代における府内司教区の経済基盤について